

1 2 月 7 日 (第 3 号)

平成29年第7回豊能町議会定例会会議録目次

平成29年12月7日（第3号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（一般質問）	
寺脇直子	3
管野英美子	11
永谷幸弘	24
西岡義克	35
田中龍一	45
（総括質疑）	60
第54号議案	豊能町税条例改正の件
第55号議案	豊能町身体障害者及び知的障害者の医療費の 助成に関する条例等改正等の件
第56号議案	豊能町水道事業給水条例改正の件
第57号議案	指定管理者の指定について
第58号議案	平成29年度豊能町一般会計補正予算の件
第59号議案	平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件
散会の宣告	63

平成29年第7回豊能町議会定例会会議録（第3号）

年 月 日 平成29年12月7日（水）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克		

欠席議員 1名

12 番 川上 勲

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	鴻野 芳樹
上下水道部長	板倉 廣幸	教 育 次 長	南 正好
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成29年12月7日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第54号議案 豊能町税条例改正の件

第55号議案 豊能町身体障害者及び知的障害者の医療費の
助成に関する条例等改正等の件

第56号議案 豊能町水道事業給水条例改正の件

第57号議案 指定管理者の指定について

第58号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件

第59号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件

開会 午前9時30分

○議長（橋本謙司君）

皆さんおはようございます。

会議を開始する前に局長から報告がありますので、よろしくお願ひします。

（東浦事務局長より報告）

○議長（橋本謙司君）

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は質問及び答弁を合わせて50分といたします。

寺脇直子議員を指名いたします。

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

おはようございます。

議長より御指名をいただきましたので、寺脇直子、一般質問をします。

まずは豊能町の重要な問題であるダイオキシン問題について質問します。

平成9年に発生して以来、20年経過したダイオキシン問題について、昨年8月に豊能郡環境施設組合が持ち帰った廃棄物は、現在、豊能町内の3カ所の建屋内に仮置きされています。この廃棄物のダイオキシン含有量は最大で1グラム当たり18ナノグラムであり、コンクリート固化されていることからそのまま埋立処分を行っても安全性に問題はない状況であります。また、コンクリート固化等の措置が講じられた廃棄物は全国的に通常の一般廃棄物として埋め立て処分が行われており、平成26年度の

実績では最大で1グラム当たり88ナノグラムのダイオキシンを含む廃棄物が埋め立て処分されています。地元自治会にはこのような廃棄物の安全性に関する理解が得られ、来年の10月末までの仮置きが了解されています。しかしながら、残された期間はあと1年であり、一日も早く最終処分への道筋をつけなければなりません。現在、最終処分に向けてどのように取り組んでいるのか、進捗状況についてお伺ひいたします。

○議長（橋本謙司君）

事前に申し上げます。寺脇議員にも事前に申し上げますけれども、暫時休憩します。

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

おはようございます。お答えを申し上げます。

先月11月ですけれども、17日の豊能郡環境施設組合議会において施設組合の事務局長から、寺脇議員からの同様の質問にお答えしておりました、同じ答えとなりますけれども改めてお答えをさせていただきます。

まず最終処分に向けての取り組みでございますけれども、施設組合は廃棄物処分候補地を余野地内で選定して協議を進めておりました。けれども、3カ所の余野自治会、町内会におきまして廃棄物処分候補地の案が容認されませんでした。このようなことから、施設組合及び豊能・能勢両町は処理・処分用地を決定するために、現在、複数の自治会と協議を行っているところでございます。協議を行っている自治会とは自治会長さんや役員さんと協議を重ねまして、必要な資料の提供や候補地決定に際して条

件面などを詰めているところでございます。処理・処分の候補地の選定や、場所が決定した場合、議員の皆様のお協力もよろしくお願い申し上げますと施設組合議会では申し上げておったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

まだ最終処分場所や方法は決まっていますが、地元住民の方々が安全・安心と納得されるためには処分方法の科学的根拠を説明する必要があります。昨年、豊能町内で仮置きした後、大阪府は両町と施設組合に対して廃棄物を最終処分する二通りの方法を示しています。一つ目は遮断型の埋立処分で、水を極めて通しにくいように配合された鉄筋コンクリート構造物の中に廃棄物をそのまま封じ込めるものであり、排水処理の必要がないことなどから維持管理が比較的容易に行える処理方法であり、費用は設置場所や地盤状況によって変動しますが、管理費を含め府の概算で5,000万円程度と見込まれています。二つ目は廃棄物を熱分解により中間処理した上で埋め立て処分する方法がありますが、ダイオキシン類を高温の水蒸気の作用によって分解処理した上で処理後の廃棄物を埋め立て処分するものであります。この方法は含まれているダイオキシン類をほぼ完全に無くしてしまうものであり、中間処理するプラントを一から建設して運転する必要があることから、その費用は新たに処分場を設ける場合に比べて高額であり、府の概算で7億円程度と見込まれています。処理した後の廃棄物は埋立処分が必要であり、処分場の設置費と最低10年間運転管理するとして、その管理費等を合わせて4,000万円から5,000万円程度が必要となります。両町の

財政規模を考えるとこれらの費用は大きな負担となります。また、今回の廃棄物の最終処分の費用は特別交付税の対象となるのか、また交付の見通しは立っているのかお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

暫時休憩します。

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

寺脇議員からは組合議会でも同じ質問がございまして、組合の事務局長がお答えをしたところでございます。国の政令ではダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去に要する費用・経費のうち、特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とするというふうにされておりまして、組合が今後行います最終処分については特別交付税の対象となるというふうに考えております。しかしながら、国・府に対しましては豊能町・能勢町両町の組合の負担金の額、これが決まらなければ、つまり処理の場所と方法が決まらなければ交付税の申請ができないということでございますので、まだ具体的な話はしておりませんが、交付税のお願いはしております。大阪府からは積極的に支援をするというようなお答えを頂戴をしております。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

熱分解処理は費用が高額になりますので特別交付税を全額確保することは非常に難しいと思います。安全に外部と遮断して埋め立て処理する方法が両町の財政規模を考

えてもすぐれていると思います。廃棄物の保管について残された期間はあと1年であり、処分に必要な期間を考えると最終処分の具体的な場所や方法が決定されるべき段階にきています。豊能町の今後の発展のためにも両町と施設組合でこの問題について早期解決に向けて取り組む必要があります。

それでは次の質問に移ります。

水道事業について。

12月議会では18%値上げの議案について説明がありました。豊能町が18%値上げをすると大阪府下で一番水道料金が高くなりますが、18%値上げの根拠についてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

おはようございます。

それでは御質問に御回答させていただきます。

平成29年度以降は累積欠損金が生じる見込みとなっていることから、算定期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とする平均改定率18.17%の料金改定をするもので、平成32年度末での累積赤字を出さないよう設定したものでございます。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

累積赤字の解消ということなんですけれども、豊能町は高齢化率が非常に大阪府下でも高く、今後年金暮らしの人もふえてくると思われま。18%値上げで住民の皆様には負担してもらっただけでなく、他市町村のように一般会計や内部留保基金を取り崩すなど、住民の皆様の水道料金の値上げを抑制することは考えていないのでしょうか。

また、私も10月17日の値上げの説明以降、千早赤阪村、川西市、猪名川町、箕面市に水道事業について値上げについて確認に調査に行きましたけれども、どこの市町村も公共料金を値上げするときは一般の公募、PTA、学識経験者、商工会議所、公認会計士など10名程度で何パターンも水道料金のシミュレーションを出して、値上げの場合も値下げの場合も何度も審議をしています。公共料金の値上げについて豊能町のように十分な審議会も開催されず、住民に対して説明もなく唐突に18%値上げをして採決をとるような自治体はほかにはないと思いますが、その点についてお答えください。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

お答えさせていただきます。

まず、他市町が一般会計から水道事業に繰り入れをしているということでございますが、その一般会計からの繰り入れをどのような繰り入れのことを指して寺脇議員がおっしゃっているのかわかりませんが、豊能町にも一般会計からの繰り入れがございます。これは基準内繰入、基準外繰入ということで繰り入れをしておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

あと、内部留保金を使って赤字の補填をしているというふうな御質問だったと思ひますが、水道事業でそのようなことをしているところは聞いたことがございません。

それと審議会の件でございますが、これにつきましては過去に1度懇話会、審議会ではないんですけど、懇話会というのを開いておりまして、平成9年ごろだったと思ひます。そのときに3年に1度ぐらいの値上げをとということで水道事業はやっていき

なさいよというような答申をいただいて、その後、水道事業のほうはやってきたわけでございます。今回の値上げにつきましては、平成22年に値上げをさせていただきました。そのときに平成24年度も値上げをお願いしていたわけですが、それが議会の修正でかなわなかったということがございまして、その積み残しといたらあれですけども、そういうことがありまして今回、ずっと今までも値上げをしなければならなかったので、水道事業で今回値上げをさせていただいたというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

昨日も質問に出ていたんですけれども、総務省のこの自治財政局公営化企業課の公営企業の料金のあり方についての総務省から資料が出ています。この総務省の資料には、公営企業における料金の改定スケジュールについて、料金の改定は議会・住民の理解が必要であることから、経営状況を見える化し、議会・住民に適切なプロセスで料金改定、値上げの必要性を説明し、値上げについて納得してもらうことが重要であること。最終的に条例改正を審議するための議会説明が最も重要であるが、それが外部審議会というのはおよそ5カ月から6カ月間の運営が実質的には重要な位置づけとなること。またこれらの説明に際してこれまでの一定の経営努力をあわせて説明することも重要だと、総務省の資料では述べられています。今回の値上げ案についてはこのような総務省が述べているような改定スケジュールを行っておりません。その点について総務建設水道常任委員会でも審議したいと思います。平成31年に企業団統合の覚書を交わしている状況です。企業団統

合の条件として、統合までに累積赤字の解消策を提示することが条件となっております。必ずしも累積赤字を全て解消しておくことが条件ではありません。平成29年度の単年度損益欠損金、そして平成31年度の企業団統合の条件である累積赤字の解消策はどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

お答えいたします。

確かに企業団との統合条件におきましては、寺脇議員が今おっしゃったとおり赤字の解消策、赤字があれば赤字を解消しときなさいよと、その解消策、解消できなければ解消策を持って統合という形になっております。たまたま今回の料金改定と企業団との統合の時期がたまたま一致したものですからちょっとわかりにくい部分はあると思いますけども、今回の値上げにつきましては企業団との統合ということを前提に改正をお願いするものではなくて、先ほども申しましたように豊能町の水道事業が今後も赤字が続くということで、今後最低3年間は料金改定をしなくていいように改定をするものでございますのでよろしくをお願いします。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

豊能町は一庫ダムや古江浄水場から受水しており、それぞれ受水に費用がかかっています。平成31年の企業団統合に当たり、一庫ダム、古江浄水場を廃止、休止、受水量を下げた場合、どの方法を検討しているのかお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

まず御質問にお答えする前に、今、寺脇議員は御質問の中で、一庫ダム、池田市の古江浄水場から受水しておりそれぞれ受水に費用がかかっているというようなことをおっしゃいましたけれども、実際は一庫ダムからは受水はしておりません。本町は一庫ダムからの放流水を池田市の古江浄水場で浄水処理した水を受水しておるということですので、よろしくお願ひします。

では御質問にお答えさせていただきます。

どの方法を検討しているのかという御質問でございますが、これにつきましては既に御説明をさせていただきましたが、大阪広域水道企業団との統合に向けた検討協議を行っている中で、自己水、池田からの受水でございますが、これのあり方についても検討をしております。その検討内容でございますが、まず廃止した場合、次に休止した場合、そして現状の1日最大受水量8,000立米とした場合と、1日最大受水量1,100立米に縮小した場合の4案全てについて検討をしております。そして平成31年度から平成66年度までの4案それぞれの費用の総額、年平均額等の御説明をさせていただいたとおりでございます。そして費用面、安全面、危機管理の観点などから総合的に判断し、二元給水を維持するために1日最大受水量1,100立米に縮小した場合での受水としたものでございます。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

企業団統合に当たり、豊能町単独経営と企業団統合経営とどちらがメリットがあるのでしょうか。また、それぞれの場合について豊能町の水道料金や財政状況の長期的

展望はどのようになるのかお伺ひいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

町単独経営と企業団統合経営とどちらがメリットがあるのかでございますが、これまで全協等で御説明させていただきましたとおり、企業団統合のほうがメリットがございます。まず定量的メリットとしまして、施設や管路の更新等の工事に対し、企業団と統合することにより国の交付金がございますが、町単独でこれを行いますと交付金はございません。また、企業団と統合することによりダウンサイジングも可能となり、更新費用や維持管理経費の削減を図ることができます。これら統合に伴う効果額は約16億8,000万円を見込んでおります。また定性的メリットとして、業務の一元化等による効率化や企業団の組織力と技術力を生かして非常時の対応の充実や確実な技術の継承が見込めます。

次に豊能町の水道料金や財政状況の長期的展望でございますが、企業団統合経営のほうが将来の水道料金の値上げの時期をおくらせるとともに、値上げ幅の抑制を図ることができ、より安定した経営が可能となってくると考えております。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

企業団統合経営のほうがメリットがあるとのことでしたが、そうだと思います。また詳細については総務建設水道常任委員会で審議します。

それでは次の質問に移ります。

新光風台太陽光発電問題について質問します。

新光風台の太陽光発電施設のトラブルに関して、一つは新光風台4丁目の山側に宅地造成等規制法に違反し無許可で大量の建設残土が搬入され、その上に大規模な太陽光発電施設が設置された事案。二つは兵庫県川西市に計画中の施設ですが、隣接する豊能町側の住民が防災や景観の阻害等の点を懸念し設置自体に反対している事案。太陽光発電問題により新光風台の住居は不動産会社からも売却価格がつかないと答えも返ってきていると住民の皆様からお伺いしております。資産価値も大幅に低下している状況です。さらに土砂災害、突風災害を初め公害、騒音、交通被害など、いずれも住民の皆様は不安に思い、早期に解決してもらいたいと願っています。ことしの3月に、隣接する兵庫県において太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が制定されたことから、大阪府の5月議会でも住民の安全・安心が確保できるよう条例を制定すべきと取り上げられました。大阪府は太陽光発電に関する問題について引き続き国市町村との役割分担の中で有効な対策について検討していくとのことですが、新光風台の太陽光発電のトラブルについて、問題の現場である豊能町としては現在どのような調査、分析、検討を行っているのかお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

まず新光風台4丁目の太陽光発電施設につきましては、本開発行為における事業については宅造法の技術基準には完全にクリアはされておられません。ただ、現場の状況を鑑みまして、いかに長期にわたり継続して安全に維持されることを主眼に置きまして、是正計画書それから誓約書を提出させ

たものでございます。既に梅雨前それから台風の前時期につきましては現場の立ち入りをしまして、検査はもとより、ことしの10月にございました台風の21号・22号のような台風が通過した後に、それから大きな暴風雨の後に目視の確認とか、必要に応じて所有者の許可を得ながら場内の状況を調査しているところでございます。現在、台風等での調査においては改善すべき点は発生しておりませんが、梅雨前の定期検査では指示事項があればまずは現場にて口頭で指示を行いまして指示書も発出しております。今後も現場を長期にわたり継続して安全に維持されることを心がけるように努めてまいるということでございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

太陽光発電のトラブルについては町民の皆様からも本当にしっかりとした対応が望まれています。例えば大阪府内の他市町村では、岬町では過去に苦情があったことから、改正FIT法や国ガイドライン等の効果を見きわめ、その上で町独自の規制条例やガイドライン等の必要性を検討していく意向であり、岸和田市は景観に関するガイドラインに太陽光発電施設を追加することを検討中です。豊能町の太陽光発電問題の事案につきましては、大規模の場合は住宅地から何メートル以内には太陽光発電を設置できないとすること。規模及び住宅地隣接では建設基準法と同様の基準を満たすこと。住宅地が隣接する場合、地元住民との事前説明は義務化すること。住民に納得できる被害防止策を構築することを条例に明記すること。また業者に被害がないと証明させる。また災害被害対策のため供託金や

資金力を証明する項目を追加するなど、本町におきましても岬町や岸和田市のような太陽光発電施設の条例を参考にして、町の実情に合わせた条例を制定すべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

先ほど申されましたお尋ねの岬町と岸和田市につきましては、現時点で国のガイドライン、それからほかの自治体の条例の設置状況を見て必要性も含めて検討しているというふうにお聞きしております、それぞれの自治体での条例とかガイドラインの制定というのはされていないというふうにお伺いしています。

豊能町につきましても前回もお答えはしておりますけれども、今後新たに町内に設置される発電施設に対しましては、まずは電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法、それから同法の施行令、規則とか、資源エネルギー庁が作成しました事業計画の策定ガイドラインなどを設置者が遵守して行われるものと理解しております。本町におきまして新たな条例の策定については現在は予定はございません。なお、引き続き全国にさまざまな条例の設置状況があることを鑑みまして、必要に応じて大阪府を初めほかの府縣市町村に照会を行いまして情報収集に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

新光風台のあの4丁目の案件につきましては、宅地造成等規制法違反として豊能町が是正指導を行っている案件でありますけれども、2年にわたって是正指導にもかか

わらず、いまだ許可基準適合に至っていない。また、既存関連法令等に基づくだけでは困難な状況にあると思われまます。改正FIT法では、関係法令違反の場合に事業計画の認定取り消しもできることから、国と密接に連携し認定取消など今後視野に入れて対応すべきと現在検討されています。

また、川西市の案件については住民が設置そのものに反対しており、また事業地は兵庫県であるが影響があるのは豊能町で、府県をまたぐ事案になっております。現場でも太陽光発電施設に関する問題は幅広く、設置に関することのみでなく、今後増加すると考えられる事業の中止や設備の廃棄といったところまでを視野に入れて計画の設計、施行、事業内容、事業者の変更、維持管理、撤去など、計画から事業終了までの一連の流れにおけるトラブルや問題に今後しっかりと対応できるようにすることが重要であります。

現在、大阪府ではFIT法に基づく認定、事業者指導の権限を有する国、近畿経済産業局と連携協力会議を設置し、太陽光発電施設の計画から事業終了までのさまざまなトラブルの未然防止や問題解決に向けた取り組みの検討実施を行い、連携協力会議において効果的な検討対応を行うため、地域住民と密接な関係にある市町村とも連携し、太陽光発電施設の設置に関するさまざまな情報の共有を行う大阪モデルが検討されています。新光風台太陽光発電問題を受けて、権限を有する国と府、市町村がそれぞれの役割分担の中で地域住民の声に耳を傾けつつ、事業者に適切な対応を求め、連携し、問題解決に取り組むということです。太陽光発電施設の問題となっている現場で具体的なこのような問題に対応できるかどうかその中でも重要になってきますが、今後大阪府と国との役割分担の中で豊能町はど

のように取り組まれるのかお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

議員御説明のとおり、近畿経済産業局、それから大阪府によります太陽光発電施設の地域形成に向けた連携協力会議がもう既に立ち上がっております。この連携会議におきましては太陽光発電施設に係る不適切事案及びトラブルの未然防止を図りまして、地域と共生した太陽光発電事業の推進を図るために、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法の買取制度などについての情報共有、それから不適切事案及びトラブルの未然防止に向けた取り組みの検討とか実施、それから府内及び全国でのトラブルの発生状況及びその対応についての情報交換などが協議されることになっています。また、あわせて大阪府庁内ではこの連携協力会議が具体的かつ効果的な意見交換や見当が図れ、さらにその内容が円滑に実施できるように、太陽光発電施設の設置にかかわる関係法令の部局による連絡調整会議も設置されているところでございます。大阪府内の市町村における関連情報を把握するとともに、トラブル対応を支援する仕組み、これが大阪モデルでございませけれども、構築がされているところでございます。いずれの会議におきましても必要に応じて市町村も出席が可能となっておりますことから、これまで以上に大阪府と連携を図るとともに、国、近畿経済産業局でございませけれども、国に対しましても地域の実情を伝えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

新光風台の太陽光発電問題につきましては、4丁目の案件、そして2丁目の案件については兵庫県笹部にわたっており、府県をまたぐ問題となっております。そのため豊能町独自での対応も非常に難しい現状があります。太陽光発電施設は国がFIT制度において認定、調査、指導権限を持ち推進してきています。また国ではFIT法の改正やさまざまな制度の創設により取り組みを進めておりますが、大阪府は実効性を向上させるための取り組みを国に要望するとともに、地域住民の不安解消、事業者とのトラブル回避に向けて市町村とも連携し、自治体としての役割を果たすこと、具体的には既存法令や国ガイドライン等を根拠に、国、大阪府、市町村がそれぞれの役割分担の中で地域住民の声に耳を傾けつつ、事業者に必要な対応を求める大阪モデル、そして太陽光発電施設の不適切な設置、事業者と地域住民とのトラブルの未然防止を図り、地域との共生を推進するため、国、大阪府、関係市町村で情報共有、連携協力を図るという体制、府内関係市町村における関連情報を把握するとともに、トラブル対応を支援する仕組みが構築されようとしています。新光風台太陽光発電問題の現場である豊能町は、引き続き国、大阪府と連携し、条例制定そして現場での対応についても引き続き対応して検討してもらいたいです。

それでは次の質問に移ります。

防災無線の運用マニュアルについて、来年の4月から運用が始まる防災無線の運用マニュアルの進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

防災行政無線の運用規定でございますが、策定につきましては年内、今月末ごろを予定しております。策定後、来年2月に広報を行いたいというふうに思っております。広報につきましては広報「とよの」それからホームページ、また3月末には全戸配布のチラシ、このようなもので広報を行いたいというふうに思っております。

運用規定の中身につきましては、放送の内容でございますけれども、まず自然災害時、自然の災害のことでございますけれども、警報等の気象情報、それから避難勧告等の災害の対策の情報、それから地震のときの緊急地震速報、これらを放送したいと思っておりますし、また国民保護情報といたしましてはテロの情報でございますとかミサイルの情報、これらも流したいと思っております。また不審者が出たとき等の防犯の情報、これらも放送する予定としております。平常時につきましては行政情報としまして選挙の投票の呼びかけ等を行うことでございますとか、イベントの情報、また試験放送といたしまして定時メロディーと申しますか、定時に流れるメロディーを流しまして、それを試験放送のかわりにしたいというふうに思っております。また自治会等地域の方々にもお使いいただけるように、お祭りや運動会等の地域のコミュニティにも活用していただけたらというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

寺脇直子議員。

○4番（寺脇直子君）

来年の4月から始まる防災無線の運用につきましては、防災伝達情報の内容、また豊能町は地形が異なる地域が混在しております。地域住民の生命を守るための防災無線になります。災害の現場重視での伝達が住民には非常に重要になります。的確な情

報提供ができる運用マニュアルになるように引き続き検討し、運用マニュアルを規定してください。よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本謙司君）

以上で寺脇直子議員の一般質問を終わります。

次に管野英美子議員を指名いたします。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

皆様おはようございます。

5番・管野英美子でございます。

議長の御指名を受けましたので一般質問をさせていただきます。理事者の皆様、簡潔でわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

まず一番最初に防災についてです。

運用規程の策定については、今、寺脇議員の回答を聞かせていただき、9月議会の回答と同じく年内作成、2月に公表という答弁をいただきましたが、私が9月議会で、通告も悪かったのですが、思うような回答がいただけませんでした。総務省近畿総合通信局に提出する必要がある無線運用管理規程、この事務的な手続の進捗状況を伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

国等の必要な手続につきましては現在進めているところでございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

それは4月までに終わって4月1日からしっかりと運用できるようにできるのでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

主に、おっしゃってるのは免許等の届け出のことかというふうに思いますが、それらのことにつきましては4月までに間に合うように届け出をいたします。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

その免許のことなんですが、町が整備した防災行政無線の免許人は町長になります。平常時は免許人が選任する無線従事資格を有する者のみとなっており、それ以外の者が操作を行った場合は電波法の違反となります。防災無線の責任者、その準備、人選はできていますか。9月議会では内田部長、総務課の職員と答弁をいただいています。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

防災行政無線の操作でございますけども、第二級陸上特殊無線技士、この資格が必要ということでございまして、現在本町にはその免許の取得者は8名おります。そのうち3名が総務課におるといような状況でございまして、今後とも毎年1名以上はその資格を取るよう増員をしていきたいというふうに思っております。

それから無線の運用開始に当たりましては、まずは主任無線従事者、これを選任する必要があるということでございまして、その主任無線従事者を選任いたしますと、無線の免許がないものでもその従事者の監督のもとで無線の操作ができるということになりますので、その体制づくりをしてまいりますというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

11月22日に希望ヶ丘で開催されました3市2町の合同防災訓練の最初のプログラムが広報でした。広報車が出て凱旋されていましたが、これが防災行政無線でできるなら本当にありがたいなと思いました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして11月の広報「とよの」で案内をされました個別無線機の配布について。申し込みは11月30日に締め切られましたが、町の避難所行動要支援者名簿の対象となる方がおられる世帯が430名、土砂災害警戒区域に居住する世帯が400、自治会等50、合計880台が必要台数と全員協議会で伺っておりましたが、400台しか契約していません。申し込みの現状をお聞かせいただけますか。全部で足りているのでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

11月末現在の申し込み状況でございます。まずは避難行動要支援者名簿の対象の世帯でございますが14世帯、それから土砂災害特別警戒区域に居住されている世帯が4世帯、合計18世帯でございます。

それから申し込み以外では公共施設や自治会館それから介護施設等にも配置をする予定でございますが、それが47施設ございまして、それらを合計いたしますと今現在では65台を設置するという予定でございまして、400台ということで今のところ不足はないということでございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

不足がなくてよかったのではなくて、避難行動要支援者名簿の対象となる方、この方は本当に必要なのに申し込んでいないんじゃないかなと思うんですが、今後の申し込みの周知徹底はなされていけますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

その避難行動要支援者の名簿、これは毎年12月1日付でつくるということになっております。今年度分は今月またつくられるということでございまして、今月のその名簿の更新に合わせましてお申し込みのなかった世帯につきましては直接郵送でダイレクトメールという格好でお知らせをしたというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

もう一つ、土砂災害警戒区域にお住まいの方なんですけれども、これは以前から私は指定された人にお伝えしますかという質問をしたときに、全部指定されたら大阪府が全戸指定されたら皆さんに広報するという答弁をいただいたんですが、それがこの黄色い豊能町総合防災マップ、このことなんでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

大阪府の広報の仕方は大阪府のホームページで公表しておりますので、あれが大阪府の広報の仕方かというふうに思います。本町の広報の仕方といたしましては町のホームページにも載せておりますし、また今お示しの防災マップ、これで皆様にお知らせをしたというようなところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

この防災マップなんですけれども、土砂災害警戒区域がたくさんある新光風台は1ページとそして1枚飛んで3ページに載っているんですけれども、私から見ると一番最初に配られたこの、A3に拡大してるんですけれども、こういうマップのほうが新光風台としては一遍に見られるということです。そして大阪府のホームページにはこのA4サイズで1個ずつの家がはっきりわかるんです。でもこの指定は私はちょっと理不尽やなと思ったのは、玄関先だけ入ってるとか、自分とこの庭だけ入ってる、家半分だけ入ってるとかいう、こういう雑な指定かなと思ってのんです。以前から聞いてますように、等高線を見て指定されているとかいうことだったんですけれども、御自分が土砂災害警戒区域に住んでいるということをお知らせを全戸、皆さんおわかりなんでしょうか。そのことを把握されていますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

町といたしましてはホームページと防災マップでお知らせをしております、皆さんが御存じかどうかというのは、もう皆さんお一人お一人に聞くしかないわけですが、御自分で確認をしていただいて、おっしゃるとおり玄関だけかかっているお家でございますとか、家の裏だけどうもかかっているかなというお家たくさんございまして、それお一人お一人につきましては大阪府の大きい地図で確認するしかないかなというふうに思っておりますので、大阪府なり、また建設課にも地図がござい

ますので、御確認を御本人がしていただく
しかないというのが現状でございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

自分の命は自分で守るということはよく
わかるんですけども、去年の8月ですか、
新光風台で8回この土砂災害警戒区域の説明
をされたんですが、私はちょっと、6回
か、6回やったんですけども、私は6回と
もちょっとお邪魔してどのような方が来ら
れているのかなと思ったんですが、実際に
警戒区域にお住まいの方が全て来られてい
るわけではないんです。自治会の玄関にも
この地図というか、ファイルで置いてあり
ましたので、私からもまた広報していき
たいなと思いました。

そして次の質問なんですけれども、10
月22日夜の9時20分、これは衆議院選
挙の投開票日だったんですが、豊能町内の
全域の土砂災害特別警戒区域を対象に避難
勧告を発令されました。私は9時ごろにあ
の暴風雨の中をシートスに様子を見にい
きました。でもこの時点では、この中で避難
してくる人はいないのではないかと思いま
した。4時半から避難所は開設いただいて
おりましたので、自分の命は自分で守る
ということで、4時半から、危ないなと思
ったら避難をされていたとは思いますが、
広報はたんぽぽメールだけでしたか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

10月22日の台風21号のときには、
おっしゃるとおり、夜9時20分に避難勧
告を出しました。これは、避難勧告を出し
ます基準が土砂災害警戒情報、これの発表
のときというふうな基準になっておりまし

て、气象台が出しました土砂災害警戒情報
が9時20分に出たがために、本町の避難
勧告も同時刻ということになったわけでござ
います。それまでにも台風が近づいてくる
ことはわかっておりましたので、避難所
につきましてはあらかじめ開設をして準備
をおったということでございます。広報
といたしましては、たんぽぽメールのほか
に自治会長さんへの電話、それからホーム
ページ等で皆様にはお知らせをお
ったというようなところでございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

やはり防災行政無線の運用が待たれると
ころです。

少し、私もガラケーを使っているもので、
余りエリアメールとかも入ってこないんで、
この後質問しますけれど、情報発信の
ところ。やはりメールができない人もた
くさんいらっしゃるんで、きめ細かい伝
達をしていただきたいなと思います。

そして次の質問ですが、防災訓練につ
いて。

11月19日に東ときわ台の安否確認の
防災訓練を見せていただきました。自主
的にされていて、ほかの地区もお手本
にしていきたいなと思いました。自分の
命は自分で守る。行政に頼るのは次の
手だと思いますが、東ときわ台では家
の前に、我が家は無事という、こうい
う旗を出されていて、それを班長さん
がカウントするという、いい取り組み
だなと思いました。まだ1回目なので
なかなかうまいこといきませんが、
ということをおっしゃっていただけ
れども、ほかの地区もお手本にしてい
ただきたいなと思いました。各地区で
自主防災が立ち上がっています。行政
と連絡をとっての避難行動、防災訓練
をどのようにお考えです

か。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今、お示しの東ときわ台の黄色い旗の運動ですけれども、これは町長が夏にタウンミーティング行ったときにも、東ときわ台の自主防の方が、こんな運動するので町も協力をよろしくというようなことを直接お伺いをしたところでございます。

各地区の自主防災組織で実施されております防災訓練につきましては、町からも職員が参加をさせていただいております、危機管理専門官とか防災担当の職員でございますけれども、これまでも随時参加をさせていただいております。ただ、もう何年も前からその訓練を継続されている組織もある一方で、ここ1年、2年、二、三年前から始めた組織もあるということで、その熟度が各地域によって違うというようなこともございますので、そういう訓練の成熟度とか内容を見まして、どういった連携が町と地元で可能であるか、これらを見きわめまして、また自主防の意向もお聞きしまして、実行できるものはこれからも町としてやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

私は15年前に自治会の副会長をやったんですが、そのときも東ときわ台がお手本だったんですね。そのときも小さな自主防災というのはあったんですけど、東ときわ台はもう既にヘルメットをお持ちだったりして、私たちは手本にしてきたわけです。ですから行政連絡員会とかで発信していただきたいなと思っています。

そして新光風台4丁目の山側の太陽光発電について。先ほども寺協議員の質問にありましたが、残土を積んでいます。中にはちょっと産廃のようなブルーシートのかけらみたいななんも入っていたように思いますが、10月の台風では光風台小学校の施設の屋根も飛んでしまう暴風雨でした。この秋の台風後の状況や指導はされているのでしょうか。目視で見ているとか、心がけるとかという答弁を、今、寺協議員のところで伺いましたが、直接の指導はされていいますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

本年10月にございました台風の21号、22号の通過の翌日ですね。10月の23日と30日に所有者の許可を得て、それぞれの場内に実際に立ち入って調査をしています。結果につきましては従前と同様に特に異常は認められることはございませんでした。今後につきましても通常の業務でパトロールをしておりますし、大きな風雨の後につきまして目視による確認、目視以外による確認というのは非常に難しいものでございますので、遠いところから見るとということじゃなくて、中に入って直接目で見ると、これを目視というんですけれども、そういったことで確認をしていきたいと。必ず所有者と連絡をとりながら、許可を受けて、場内の状況を確認しまして、改善の必要が認められれば指導してまいりたいというふうに考えています。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

次なんですけれども、通告がわかりづらくて申しわけございませんでした。

新FIT法のみなし認定で代表者が以前のままですが、指導は今どなたとされているんですか。亀岡の業者の方ですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

亀岡の方と、それから以前から接触しております造成者の方と、両方ともに指導をしているというところがございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

この件、指導がとても大変ですし、行政がしっかりやっておられるのはわかります。議事録を見せていただいても本当に一言一句書かれているのかなと思いました。でもこうして職員もとても大変ですし、私は新FIT法のみなし認定でもしかしたら発電がとまる、とめてもらえるのかなとか、そういうふうにも思ったんですが、法律を守らない業者に対してこれから裁判を起こすとかそういうことは考えておられませんか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

新たなFIT法、改正FIT法で、これをもとに裁判を起こすというのはちょっと今のところは考えていないところがございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

そのFIT法じゃなくても宅地造成等規制法、こういうことで、私も見てて、手掘りの溝とか、あの暴風雨であり得ないと思うんですね。指導をやっているも本当に職員の皆さん、職員も減っている中で大変や

なと思うんですけど、そういうお考えはないですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

質問の趣旨がもう一つよくわからなかったんですけども、職員確かに減ってます。私も含めて職員一生懸命やっているとというふうに自負をしているところがございます。

業者につきましても、年に1回とかそういうふうなタイミングではなくて、雨の後とか、それから、これから雨降るなどというふうな時期の前に必ず電話をして、立ち会いの上、現場の確認、こういったことをしています。

今おっしゃいました、あの溝、素堀の溝ということなんですけれども、実際的には素堀の水とコンクリートで貼った溝というのは大きく変わりはなくて、私自身は素堀の溝のほうがしゅんせつというか土砂上げしやすいというふうな構造になってますので、実際水を排出するだけの構造であれば、これはいたし方がないのかなというふうに思っています。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

その素掘りの溝っていうのは宅地造成等規制法に違反じゃないですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

その技術的なことについて、今ちょっと手元にございませんで、違反とも合っているともいうふうなことは今ちょっとお答えができません。申しわけございません。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

ほかにも立米ブロック、緊結していない立米ブロックとかあると思うんですね。

○議長（橋本謙司君）

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

何度も言ってますように、この下には住んでるんです。住民が住んでいるんです。ここには小学生もいます。どうぞ命を守ってください。

次の質問にいきます。

引き続き太陽光発電についての条例制定についてです。

寺脇議員もおっしゃっていましたが、太陽光発電設備に関して、9月議会では新FIT法で十分規制できると考えていますと答弁いただきましたが、先ほども申し上げましたように改正FIT法では前の所有者のまま認定をされています。そしてFIT法では計画から廃棄までの事業計画等をまとめていますが、土地造成や開発造成に係る許認可は地方自治体に任されています。条例制定を考えていただけませんか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

お答えする前に、先ほどちょっと私では答えられないと言ったことについてお答えをさせていただきます。

素掘りの側溝というふうに申し上げましたけれども、実際法令上は素掘りの側溝というのは認められておりませんで、実際の

現場はその土をセメントを混ぜて改良しておりますで、これは実際現地へ行って職員が確認はしていますけれども、こういった構造になっていますので、法令上は合っているというふうな判断でございます。

それと条例制定の件ですけれども、豊能町につきましては前回もお答えはさせていただいていますとおり、今後新たに町内に設置される発電施設に対しましては、まずは電気事業者によるFIT法、それから施行令規則、それから資源エネルギー庁が作成しました事業計画の策定ガイドライン、こういったものを遵守して行われるものと、こういうふうに理解をしています。お尋ねの本町において新たな条例などの策定につきましては、現在設置予定はございません。ただ、引き続きまして全国にさまざまな条例などの設置状況があることを鑑みまして、必要に応じて大阪府初め他府県市町村に照会を行いまして情報収集に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

この11月27日に滋賀県大津市で今議会に上程されている条例制定がございまして。その案では比叡山延暦寺の景観保護のためその近隣には設置できないですとか、具体的には雨水を排水するための対策、樹木の伐採を必要最低限にとどめること、事業計画を市に提出して設置の許可を受けることや、住民説明会開催を義務づけています。条例に違反して市の是正勧告に従わない場合は事業者名を公表するなどの規定も盛り込まれています。このような条例が先にありましたら、新光風台4丁目の山側の開発も阻止できたのではないかと思います。この条例は12月22日に採決されるという

ので私は注目していきたいんですが、どうぞ大阪府と連携をとって条例制定に向けて一歩踏み出していきたいと思います。

次の質問にいきます。

人口増施策についてです。

9月議会で提案しました、北摂方面、池田や豊中から牧地区への来訪者に対応されましたか。大変大勢の人が農業を楽しみに来られています。リピーターも多く、おにぎりを持参することになっていて、牧地区の方やコープの職員、ボランティアがつくったおみそ汁をいただきゆっくりと時間を過ごされています。このビジネスチャンスを生かして人口増施策をどのようにお考えですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

9月議会におきまして議員から御質問を頂戴いたしました。みんなの牧里プロジェクトという事業でございますけども、この参加者に空き家をPRすることにつきまして、私、考えますというふうにお答えをいたしましたけども、この間、町としては対応できておりません。まずPRできる体制をつくりたいということを思っております。昨年度策定いたしました、とよのの住まいと暮らし多様化プロジェクト、これにおきまして貸し農園とか農業指導を受けることのできるそういうオプションつき住宅のプロジェクトを立ち上げることとか、それからトライアルステイ、お試し居住ですが、トライアルステイのプロジェクトを立ち上げるといことも掲げております。このようなことが事業として体制が調いましたら、今の牧への来訪者の方々に限らず、さまざまな機会を通じてPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

きのうも行政の皆さんにお渡ししました、コープこうべさんのタウン情報誌、この「きょうどう」という。次はたけのこチャレンジがあります。1月と3月に。毎月第1・第3土曜日は農業のボランティアもあり、少しずつ定着しています。ぜひこの機会にこの北摂の方を呼び込むような施策をしっかりとやっていただきたいと思います。

次の質問です。

町の組織についてです。

平成28年4月に事務委託した消防業務、1年半が経ちます。5年で2億1,000万円の削減が見込まれており、町の財政は助かる事務委託だと思いましたが、物ではなく人です。この件は去年の福祉教育消防常任委員会でもフォローしていますが、連絡会議を開催して状況を把握していただいていると答弁をいただいております。豊能消防署や東出張所、職場環境は変わりませんが人間関係が変わりました。また、箕面市内の消防署では出動回数も多いと。そこに配属された職員はどうか、箕面市の職員となった皆さんの現在の様子、勤務状況等を伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

箕面市と本町とは9月、10月ごろに大体年1回でございますけども定期の連絡会議を開いております。その場で各種の協議などを行っておるといところでございまして、またその定期の連絡会議以外にも事務連絡会議等を開きまして、意見交換をその都度行っておるといようなことでござ

います。

議員の御心配の職員の状況でございますが、これにつきましては箕面市さんも非常に気を使っていただいております、そういう定期の連絡会議、事務連絡会議の都度、その案件は上がってくるといいますか、こちらでも聞く、向こうも聞かなくても言うてくれるというような状況でございます。

箕面市さんにおかれましては、ふだんの状況、これはもちろんのことでございますけども、半期に一度面接等をしていただいております、本町から箕面市へ移った職員の状況等を把握をしていただいているというところでございます。委託しました一年半前につきましては戸惑いもあったというようなことでございましたけども、今は問題なくよく頑張っているというふうに箕面市からは報告を受けております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

個別に面談はされていないと伺いましたが、なかなかよそに行った人が所属長と面談して本音が言えるとは思えないんです。こちらから気にかけていただいておりますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

私も総務課長も全員と会うということではできませんので、こちらから箕面市へ移りました責任、幹部の職員でございますけども、それらの職員に様子を聞いておるといところでございまして、今のところ箕面市さんの報告のとおり問題なく頑張っているというふうに、こちらから行った職員からも聞いております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

平成28年3月31日に豊能町消防本部の解散式がございました。この次第の巻末にその皆さんの名簿がありまして、どこに配属されたかが記されています。行政も議会も送り出した者として責任を感じていかなければならないと思っています。この点について町長はどのようにお考えですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

おはようございます。

管野議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私はその当時はおりませんでした。私の私見といたしましては、いろいろと時間が長くなりますのでお話をさせていただきたいとは思いますが、今現在、総務部長が申しましたとおり職員の皆さんに聞いてはおりません。しかしやはり統合することになりますと職員の皆さんそれぞれ御苦労があるのではなかろうかというふうに私は認識しております。今後におきましては皆さんとともにお話をしながら、一生懸命に豊能町のために努力をしていただきますようお願いをしたいと思います、職員の皆さんにはそのように思っております。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

ここをしっかりとやっとなかいかんと思っただのは、水道事業の広域化について、職員が、広域化されると職員がもう完全に行ってしまうということなんで、その、本当に物ではなく人なんです。だから温かい心の通った行政を、政治をしていただ

きたいなと思いました。

次の質問です。

住民人権課に女性活躍室を設置されましたが、現在どのように活動されていますか。今、女性職員を見ているして適材適所、業務をしっかりなさっているように見受けられますが、わざわざそういう室を設置されたのですから何か特別なこと、活動があるのかと思っています。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

女性活躍室を設けさせていただきました、今年度でございますが、今年度でいいますと、建築でいいますと基本設計というところに入ってございまして、まずは推進体制の構築ということで役場町内の体制づくりをするとともに、職員や地域住民へのアンケート、それから関係各課や有志職員によるワーキンググループのメンバーでの議論、検討から始めてございます。また住民だけではなくテレワークを手がける企業など、事業者側や既に町内で起業なさっておられる女性へのヒアリングなども行い、豊能町で女性が活躍することのできる因子といたしますか、そのネタとニーズをあわせて検討・整理をしているところでございます。平成31年度事業実施に向けて進めてございますが、着手できるものはそれまで待たずに順次着手をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

私ちょっと勘違いしていたんです。この役場内で女性活躍をするのかなと思ってた

んです。去年の人権のつどいの方に司会をなさった人が、道上洋三さんに朝日放送を受けたらどうですかとかがって言われた。そしていつも戦没者追悼式の司会をされている。その方も本当に一生懸命だし、とても心の通ったというか、気持ちが入ったアナウンスをされるので、そういう方がしっかりと業務をされているということを私は見えていますので、どうぞ豊能町内に発信して欲しいなと思います。

それからもう一つ、ウェルネス・ウォークで30万歩の表彰された方が、その健康増進課長さんから優しく声をかけていただいたって大変喜んでおられました。本当に女性ならではの仕事かなと思いました。ぜひ発信してってください。

続いて情報発信についてです。

まずはホームページのリニューアル大変ありがとうございました。見やすくて、曖昧検索もできて、イベントカレンダーも、私、クリックすると環境課のごみの資源化のPR何回も出てきます。でもよかったなと思いました。とよのまつりとか。今まで教育委員会のカレンダーかと言っていたが、しっかりと書いていて便利に利用ができています。ありがとうございます。

そしてもう一つ、豊能のレポーター、これ突然聞かされた、議員に何も説明がなかったんでびっくりしたんですけども、精力的に豊能の魅力を発信されています。町制施行40周年の記念式典でも活動を発表され、SNS、フェイスブックなどの発信も個別にもされています。豊能町の魅力を再確認し、かつ向上させ、住民の生活の利便性や町の活気を維持向上していく取り組みを行い、移住者の増加、観光等での訪問者の増加だけでなく、地域内外の人々の豊能に対する思いを醸成し、豊能町ファンをふやすことを目的としていますとあります。

いいところばかり発信されるのはよいのですが、レポーターとしてこれからどこへ何をどのように発信していかれようとしているのでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

豊能のレポーターでございますけども、これは豊能町の当たり前の日常をといるものを楽しみながら発信をしていただくと。取材もみずからしていただいて、発見をしていただいて、ポータルサイト、ウェブサイトですが、そちらを通じて魅力を発信するという取り組みでございまして、現在53名の方が受講されているところでございます。今年度につきましては情報発信のプロをお招きをいたしまして8回の講座を開講して、その後、公認レポーターとなっていて専用のウェブサイトで発信をしていただくというものでございます。各レポーターの方々が日常の中で気づいたこと、発見したこと、こういう魅力を思い思いに発信をしていただくという予定でございまして。このレポーターの発信でございまして、これは単に地域外、要するに町外の方に発信をして豊能町に住んでくださいと、移住してくださいというようなことだけではなくて、町内の方々、地域の方々にも豊能町への思いを醸成をしていただくと。シビックプライドと我々言うておりますが、それを高めていただくということで、口コミで豊能町はいいところということレポーター以外の方々にも広めていただくということを目的にやっているものでございまして、地域の参画を広めるということは重視しております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

質問ではないんですが、ちょっとここで紹介しておきます。

右近のミュージカルを、この前PRのイベントがあったんですけども、サイゼない、サイゼリアだそうです。サイゼない、ミスドない、マクドないということで、ないないづくしを子どもたちが歌ってて、それを笑ってはるといのは、私はとてもうれしかったです。何もなくても子どもたちには心に響く豊能町、何かがあるんだということちょっとそういうふうに感じました。

次の質問なんですけど、新聞を購読しない家庭もふえてきて、新聞折込での発信も難しくなっています。私も自分のチラシを個別配布をしていただいています。インターネットをされる方はお買い物情報、Shufu!というサイトでは、郵便番号を入力したら地元のチラシが見られる。猪名川町から池田市ぐらまで地元のいろいろなお店のチラシが見られます。そんな現状があるなら、さらにホームページの充実も必要だと思いました。ネット環境のない方には広報「とよの」掲示板での情報発信が効果的だと思います。例えばこのロビーコンサート、裏面がオオサカンの通信になっているものは新聞折込になっています。また、今回11月26日の日曜日に新聞折り込みをされたユーベル寄席のこのチラシ、このタイミングを逸したんだと思いますけれど、広報「とよの」12月号に挟み込むのがおくれたのかなと思っています。新聞購読をしない、ネット環境がない方もいる方に、できるだけ広報「とよの」に挟み込もうとやっていただけたほうがありがたいと思うんですが、その体制はできていますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今、個別具体的にユーベルホール等の事業について言っていただきましたけども、本町といたしましては広報「とよの」、各戸に配布をいたしますので広報「とよの」にまずは記事を書かせるということを周知をしたいというふうに思っております。ただ、その広報「とよの」につきましては2カ月前の25日前後に原稿を締め切ると。要するに例えば12月号でしたら11月25日ごろに納品ですので、その1月前の10月25日ごろが原稿の締め切りということになりますので、12月号に載せるためには10月25日ごろに原稿を締め切るというふうな、そういう期日を設けております。したがってそのイベント等の時期によっては広報「とよの」の記事には載せられないということから、間に合わないものにつきましては広報「とよの」の同配のチラシということで配るということを原則としておるわけですが、今回は恐らくその広報「とよの」の同配のチラシに配るとしても、それも間に合わなかったというふうに思われます。今後はなるべく新聞折込ではなくて広報「とよの」の同配にチラシを織り込むように、また職員に、各課に周知したいというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

おはようございます。

先ほどのユーベルホールの出し物の件のチラシの件でございますけれども、ユーベルホールで行います事業につきましては広報に掲載をしております。広報に掲載をしておりますので、できる限り同じメディア

といたしますか、広報に同配するのではなくてほかのメディアで広報しようということ、新聞折込も同時にしておると。今回そのユーベルの寄席ですけれども、たまたま12月1日からの募集でございましたので、時期が、その前の休みの日に出したということで重なったということでございますけれども、いろいろなメディアを使ってユーベルホールのいろいろな事業を広報したいということの一環でやっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

残念ながら新聞をとっておられる人が極端に減ってきてるんです。私も学校支援事業のコーディネーターをやっていたときに、お習字、体育館で書き初め大会やったときに新聞を持ってきてくださいと言うと、タブロイド紙、A3っていうんですか、あれを持ってきはって、近所に走って新聞をもらいにいったことがあるんですね。それぐらい若い人たちは新聞、ネットでニュースも見れるっていうこともあって、なかなか、新聞折り込みが効果的な広報であるかっていうのは私はちょっと疑問に思ってるんですけど、その点いかがですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

新聞折込につきましては確かにおっしゃるとおり、もう新聞の購読者が減っているというようなことでございますので、全世帯に行き渡るかということそうではないというふうに思っております。例えば選挙公報なんか新聞折込でしている市町村もあるようでございますけれども、我が町ではシルバー人材センターをお願いをするというよ

うなことで確実に各戸に行き渡るという方法をとっておるといふものでございまして、必ず各戸にお知らせをしなければならぬというようなものにつきましては新聞折込ではなくて各戸配布という方法を今後も選択したいというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

ぜひ皆さんに行き渡るような広報をしていただきたいと思っております。

最後の認知症対策についてです。

私はサポーター養成講座を受けて声かけ体験も経験しました。認知症の方に出会っても家まで送らず警察や包括に連絡しようと考えていましたが、この秋に実際にその場面に遭遇しました。何とかしてあげたいという気持ちが、本当に気持ちがいっぱいになりました。そして実際に町で徘徊される人がいると伺っていますし、私も今回そういう方にお会いしました。ゆっくりと目を合わせ見守りながら笑顔で端的に、こういうことはできたかなと思うんですが、SNSネットワークをうたっているのに一度も探してくださいとメールは来ていませんし、徘徊されている方、登録されていない方なのかもしれませんし、警察に通報されているのだと思いますが、防犯カメラがついていない地域もあり、おくれればそれだけ探すのが大変だと思います。SOSネットワーク事業の活動をどのようにお考えですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

認知症高齢者等SOSネットワーク事業は、議員おっしゃいますように平成28年

4月1日からスタートさせていただきまして1年半がたつてございます。この間、確かに実際に認知症の方が徘徊をされるというケースもございましたが、今現時点ではSOSネットワーク事業を稼働して皆さんに御協力をお願いするまでに至っていないケースばかりでございまして、皆さんにお願いしようと町と社協が準備を進めていた段階で警察に一方が入り保護されるなどということで、たんぽぽメールを発信しようというその前段階でその方が発見されたというふうなことの事例ばかりでございます。ただ、今まではたまたまでございますので、このたまたまがこれからも事なきを得て保護されるというのが一番ありがたいんですけども、今後は必要に応じまして認知症高齢者等のSOSネットワーク事業の稼働も十分考えられるということでございますので、引き続き住民の皆さんの事業の周知とSOSネットワーク事業の模擬訓練等を通して、いざという事態にスムーズな捜査活動ができるよう努力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

私が遭遇したときには、隣に御家族の方もいらしたのですが、迷惑をかけないでおこうととてもけなげな態度をとられます。お家まで1キロメートル、そのお母さんは寝転んでおられたんです、道路に。まず起こしてゆっくり歩いてくださいと言って、私は近くまで車を持ってきてそのお家まで送っていったんですけど、本当に申しわけないっていう気持ちがいっぱい伝わってきました。でも介護をされている方のそういう精神的なケアをととても大事だと思っています。本当に、こんなこと言ったら悪い

んですけど、本当にやつれているというか、元気がないというか、私の周りの人ははつらつとしている人ばかりなんで気の毒に思いました。包括はどのように対応されていますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、介護をしておられる方への身体的それから精神的なケア、これは非常に大事なことだと考えてございます。本町では現在、地域包括支援センターのほか、地域のケアマネジャーや介護保険サービス事業所、さらには豊能町介護者家族の会などが担っているところでございますが、地域包括支援センターといたしましては主に介護サービス等未利用の方の御家族、それから認知症の方の御家族支援といった内容の相談支援が多い状況でございます。冒頭に申し上げましたけども、非常に大事なことだと考えてございますので、さらに今後は包括支援センターの相談機能の一層の強化を図ってまいり、先に述べました関係機関との連携を生かしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

厚生労働省の2015年の発表によると、日本の認知症患者数は2012年の時点で462万人、65歳以上の高齢者の7人に1人と推計されています。団塊の世代が75歳以上となる2025年には認知症患者は700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人を占める見込みとあります。地域で見守り支えるシステムをしっか

りとつくっていきたいと思っています。私も頑張りますので、どうぞ行政の皆さんもよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本謙司君）

以上で管野英美子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は、11時10分といたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永谷幸弘議員を指名いたします。

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

皆さんこんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、6番・永谷幸弘の一般質問を通告のとおりさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

けさは大変寒さが厳しくございまして、光風台の駐輪場前の信号で毎朝7時から8時まで1時間、登校の見守りをしておりますけれども、けさはマイナス1度ぐらい下がっております。そんな大変寒い中で紅葉が大変きれいな時期となっております。現在、寒さに負けずにしっかりと頑張っております。いよいよインフルエンザのシーズンが到来となりますけれども、もう既にワクチンの接種が始まっております。予防として、いつも言われることですが、マスクの着用や手洗い・うがいの励行に努めることが大事ということです。一般的にインフルエンザの特徴といたしまして急に38度以上の高熱が出たり、悪寒や筋肉痛などの全身症状が強くなります。特に高齢者の方につきましてはインフルエンザ

に罹患しますと肺炎などの合併症が心配されます。感染しないためにも十分な睡眠また栄養価を考えた食事をするとともに、部屋を暖めて加湿器を活用したり、小まめに水分補給することに努めていきたいと考えております。

それではこれより本番に入ります。

本日、私は5点について質問させていただきます。

まず通告書1点目の書籍消毒機のアンケート結果について質問をいたします。

幼いころから良書に触れることはとても大事なことでございます。そしてこのような機会をつくる上で重要な役割を担うのは、地域の図書館でございます。不特定多数の人が自由に本を借りることができる図書館であり、また幼児なども手にとる絵本など、不特定多数の方の手に触れる上に、本棚に置かれているだけでほこりがつくなど、意外に汚れてしまいます。また、ノロウイルスなどが流行している時期ともなれば、感染に対する不安感が大きくなる気持ちも理解できます。書籍消毒機があれば本が気持ちよく借りることができまして、また読書人口の増加も期待できます。そして昨年の10月現在でございますが、書籍消毒機を導入する図書館が全国で約340施設、全国的に見ますと約1割にも広がっております。活字離れが指摘される今ほど本に親しむための教育が求められているときはありません。そして書籍消毒機の設置が活字文化の向上と安心・安全な図書館環境の構築に役立つものと考えます。御存じのように、7月1日からですけれども、北摂地区7市3町で図書館の広域利用がスタートいたしました。北摂地区7市3町に居住する方は地区内の全ての公立図書館で本が借りられるようになりますし、通勤・通学の途中や買い物などの際にも他市町村の図書館を利

用できるとともに、借りられる本の冊数が7市3町合わせて約650万冊と飛躍的に増加しました。このことから、豊能町立図書館におきましても11月末現在におきまして貸出人数は6.42%の増加、また貸出冊数も6.61%増加しております。また、広報「とよの」12月号にも出ておりましたけれども、来年平成30年1月から府県を越えた図書館サービスの広域的な連携事業としまして、豊能町立図書館と川西市の中央図書館の相互利用が始まります。このようなことから、今後も貸出冊数は増加することが予想されることから、やはり利用者が安心して本を手にしてもらうためにもこの書籍消毒機の設置は考えるべきじゃないかと私は考えます。

私は6月定例会におきまして、利用者が安心して本を手にして、本や図書館をもっと好きになってもらうためにも大切な本をいつもきれいにする書籍消毒機の設置を提案しましたが、理事者側からは書籍消毒機の導入についてはまず5年間リースで借りたとすると1年間に2館で、二つの西と東ですね。この2館で50万円ほどの費用がかかることになると。今現在、図書館の購入費用は年間予算500万円で、その1割がこの分に消えるという形になってきますので、そうなった場合にその分を新刊図書館の購入に回すほうが住民の方には喜ばれるのではないかという考えもありますので、今すぐに機器を導入するかどうかということにつきましてはもう少し検討が必要ではないかと考えているところなんですという答弁をいただいております。このような経過の中で、8月ごろでしたか、書籍消毒機を図書館と中央公民館に試験的に設置されたと。これが突然に広報「とよの」の中でお知らせがあったんですけども、そういう試験的に設置されまして、利用された住民からア

ンケートをとられております。まず初めに、この書籍消毒機を試験的に設置されたことについてどういう意図があって設置されたのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

書籍の消毒器でございますけれども、試験的に設置しましたのは、たまたま業者のほうからそのような機械の貸し出しがありますよと、今やったら機械がありますけどどうですかというようなことがございましたので、6月議会での質問等もございましたので、たまたま時期が合ったということから試験的に設置をしたということでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

そこで住民さんからアンケートをとりたいことなんですけども、その意図についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

消毒器を試験的に設置するわけでございますので、当然その設置について住民様の反応とございますか、考え方を知りたいということからアンケートもとったということでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

図書館と中央公民館二つで設置されましてアンケートをとられておるんですけども、それぞれの結果について伺いたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

アンケートの結果でございます。結果だけ申し上げますと、図書館で消毒機を使うことを望まれますかということに對しまして、全体の92.8%の方がその旨希望されるという結果が出ております。ただし、この期間図書館を利用されました方は3,000名を超えております。その中で図書消毒機の横にアンケートを置きまして、職員もおったんでございますけれども、回収率はわずか3%、100人にも満たない98件しかございませんでした。いかに図書消毒機を利用された方が少なかったかということもあわせてわかったところでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

3%という形で今お聞きしましたけども、このアンケート結果については今後公表されるのかどうか、この点について伺いたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

アンケートをとった結果、今、言いましたようにわずか3%の方の御意見でございました。これをそのまま公表することが果たして全員の意見としてとらわれないかというようなこともちょっと今、懸念をしておりまして、アンケートをとった結果自体どのように取り扱うというのは、今、図書館と我々で協議をしておるところでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

アンケートとられて今後の考え方なんです、6月のときの答弁、先ほど言いましたけれども、今後は教育委員会として消毒機の設置について今後どのように考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

前日も私、答弁をいたしました。その中でやはり図書館の使命といたしまして、今どんどん新しい本が出てきておりますので、そういう新刊図書を住民の皆様提供していくということがやはり一番大事だと思っております。それから古い蔵書がございます。古い蔵書で、もうかなり皆様に御利用いただきまして、利用に耐えられないような状況になっている蔵書もございます。その中でもやはり大切なものについては買いかえをしていかなあかんというふうには考えております。そのようなことを考えますと、今現在、北摂では摂津市、吹田市のみ、近隣でも三田市のみしか導入していないこの消毒機を導入するよりは、その予算をそのような図書の充実に充てていくべきではないかと考えておりますので、現在すぐにこの図書消毒機を導入するという考えはございません。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

今後のことを考えて、すぐには無理ですが、今後数年間の間にスケジュールを立てて、町長とも相談せんとあかんと思っておりますけれども、そのことのスケジュール感についてはどうお考えでしょう。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

今ここで何年後にとかというようなスケジュール感というのは持っておりません。近隣等これからもいろいろと調査をいたしまして、導入の時期がくれば導入すべきかなとも思います。ただ、先ほども議員からおっしゃっていただきましたように、広域利用等によりまして図書館の利用者数、利用の冊数等もふえてきております。消毒機がなかったもどんどんふえてきているような状況もございますので、いましばらくやはり様子を見ていきたいということでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

広域利用の話が出ましたけれども、これから川西市とも連携をされますが、いうたら亀岡ですね。亀岡とも広域連携の話が出てくるかもしれませんので、この点についても今後消毒機の設置についてはしっかりと検討した上で考えていってほしいと思います。

続きまして通告書2点目の旧吉川交番跡地の利用について質問いたします。

国道407号線吉川交番前の交差点に右折レーン設置工事が10月ごろに完成しました。現在、旧吉川交番跡地は空き地のままになっております。現状そのままの状態になっておるんですけれども、高齢者等が買い物とか散歩に出かけるときに気になるのが、途中で休憩する場所の問題があります。安心して出かけられるように、その跡地利用として高齢者の方が休憩できるなど、公園スペースとして整備、活用してほしいと思いますけれども、町の考えを伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

本件土地につきまして若干経過を説明させていただきます。

消防署の老朽化の移転に伴いまして旧消防署があった横の公園の一部に消防署の建物を建てたところをございまして、消防署の建物が移転終わりました、そのままの土地のままの状態でございましたけれども、477号の右折レーンの整備を町のほうに要望しまして、大阪府のほうで工事をしていただいたわけなんですけれども、その工事の中で今の交番、前にあった交番が、当初は移転する必要がないだろうというふうなことがあったんですけれども、実際実施設計やってみると移転しなければならないと、建てかえなければならないというふうなことになりまして、建設のほうと協議しましたところ、今のまま土地で建てかえるよりも交差点にできるだけ離れたところで建てかえたいということから、今の交番ができ上がったということでございます。なので今、更地になっている部分、ここが全て公園として整備される予定のところになります。前にあった公園の面積を確保するというところでございます。今回の公園の整備につきましては交差点に面した特性を生かしまして、ここを通りすがりに眺めるとか立ち寄るといふような公園の整備をする予定でございます。詳細につきましては平成30年度以降に整備をする予定でございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

あと、交番跡地のところ説明をしたんですけれども、その吉川側の、もともとダイオキシンの汚染物倉庫があった場所が今空き地になっておりますけれども、そこも含めて

の公園化というか、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

お尋ねのとおりでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

高齢者の方が休憩できるというような、そういうスペースに30年以降考えるということなんですけれども、その点もしっかり含めて考えていってほしいと思います。

続きまして3点目の各種証明交付申請書の統一化なんです、現在交付申請書につきましては豊能町の場合、住民票が見本あるんですが、こういう白地にこういう紙ですね。住民票の申請でございまして、戸籍につきましてもこのA4の大きさを紙が申請しております、印鑑証明書の場合はこの黄色のということでなっております。これを一度に申請しますと各窓口で各1通ずつ書くわけなんです。当然、3枚書くんですけども。あと税務課への申請があればもっと書かなければならないということで、言いたいことは、全ての申請書欄には自分の住所を全て書かないといけないということになるんですね。実際のところ、大阪府の柏原市なんですけれども、約3年前から住民の皆さんの利便性を考慮して、印鑑証明書、住民票、戸籍等の証明書、交付申請書を統一しております。1枚の申請書で済むように実施されておまして、見本がこれなんです。ここに全て網羅されてると。A4の横なんです、こういう形で統一されております。本町におきましても住民サービスの向上また事務業務の効率化を考慮しまして、各種証明交付申請書をこの例を

出しましたけれども1枚の申請書にまとめてはどうかということなのですが、この点について伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

御質問のように、申請書を1枚の様式にしている府内の自治体もあるということで、今、現に柏原市のを見せていただきましたが、メリットとしては、今、議員もおっしゃいましたように、例えば印鑑証明と住民票の交付といった二つ以上の申請をされる場合は、1枚の申請書であれば申請書への氏名の記入も1回で済むというようなことが考えられますが、反面、申請書の大きさは今、柏原市の申請書にもありますように最大でもやっぱりA4ぐらいの大きさではないかと、それが限界ではないかと考えてございます。そこのスペースに印鑑証明、戸籍、それから住民票といった申請に必要な項目を全て入れますと一つ一つのスペースが細くなると、文字も小さくなるという、一方でデメリットがあるということもございまして、本町の住民さんの年齢層も含めまして、一般的にそういう小さくなる、細かくなるとなりますと見づらい、書きづらいといったこともあるのではないかと考えられます。今後、本町といたしましては先ほど申し上げましたことに加えまして府内市町村、これの状況も考える必要があるなと思っておりますが、今のところ1枚の申請書にまとめるといったことは考えてございませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

1枚よりは、これするほうがスペースが大分狭くなるということなんですけども、実質的に柏原市はやってるんですね。そのところで具体的な話は聞いておりませんが、これで実際3年前からやっております。先ほど部長のほうからお話ございましたけど、いろいろな、字が小さくなるとかそういうことがあるんですけども、具体的にこれから検討というか、全くもうしないのかという、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

今の窓口で、本町なんですけれども、複数の申請をなさる方、印鑑証明だとか住民票だとか、大体ざっくり感覚的なものなんですけれども3割程度だというふうなことを聞いてございます。そのようなことも含めまして、それから先ほど申し上げましたように、府内の市町村の状況、これも含めまして、今後長いスパンでは検討していく必要があるのかなと思っておりますけれども、今のところ短期的それから中期的にはこのままいかせていただこうと考えてございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

今後十分検討していただきたいと思っております。

続きまして4点目の発達障害の早期発見について質問いたします。

発達障害者支援法ですね。これには発達障害を自閉症、アスペルガー症候群、その他の後発性発達障害とかもろもろ書かれて

おりますけれども、その症状は通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものということに定義をされております。文科省が2012年2月から3月にかけて実施した通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の結果によりますと、知的発達におくれがないものの学習面なり行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%と。男女別では男子が9.3%、女子が3.6%となっております。また、2014年3月に公表された独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の補足調査報告書では、6.5%の結果は貴校の現状とほぼ一致すると思いませんかという質問に対しまして、回答した4割の学校では、著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%よりも多いというふうに答えております。同時に行われたインタビュー調査では昨年度は支援が必要な生徒が学級当たり11%近くもいたと。発達障害のある生徒とは限らないけれども、不登校や学習のおくれなど課題のある生徒はもっと多いというふうに、中学校なんですけども、そういうコメントが報告されております。このようなことから、発達障害についての早期発見ですね。また早期支援が重要だと考えておりますけれども、現在その本町におきましては3歳児健診から就学時健診まで健診の機会がございません。小学校に入ってから問題行動や学習についていけないなど親御さんが悩むという話がございます。発達に明らかに異常がある場合は1歳半から3歳でわかるんですけれども、比較的軽い場合はわかりにくいというふうに言われております。そこをどうやって見つけていくか、保護者が相談しない場合でも発見できるように、新たにその5歳児健診とか就学前健診などの整備が必要かなというふうに

考えます。そのときには発達障害の専門家を配置するなどの取り組みが必要と考えておりますが、この件についてお考えを伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

発達障害者の方の早期発見、早期支援、これは非常に重要なことだと行政も考えてございます。3歳6カ月健診以降ほとんどのお子さんが家庭内保育から集団保育へと移行されます。家庭以外の人とのかかわりが広がり言葉もふえてくるこの時期に、社会性の発達、これらを見るには1回の健診ではなく集団保育や遊びの中で継続的に子どもの様子を見ていくことが重要だと考えてございます。したがって現在本町では5歳児健診といった定点的な対応はしてございませんが、もっと広く線的に面的に保育所や幼稚園を通じて常日ごろから気になるお子さんについては連携を教育委員会と生活福祉部ととりまして、保健師や看護師それから療育相談員による相談検査により周囲の適切な対応について伝え、継続的な支援を行っているところでございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

集団的な中で発見するという事なんですけれども、例としまして千葉県の佐倉市なんですけど、平成28年度からその発達障害を早期に発見して必要な支援に結びつけるために円滑に就学期を迎えることを目的に、満5歳の誕生日を迎える子どもの保護者に対しましてお祝いメッセージとともに5歳児子育て相談の案内状を伝えております。送付しております。案内状の送付に際

しては改めて子どもの発達に目を向けていただけるように、子どもの苦手なこととかうまくいかないことなどを確認する項目をあわせて案内しまして、保護者からの相談につなげております。この5歳児子育て相談というのは予約制で実施しておりまして、言語聴覚士等の専門職の方が相談に対応しております。平成28年度は11人の相談がありまして、11人全員のお子様が発達のおくれや発音が未熟などの理由で継続的な支援が必要と判断されまして、言葉と発達の相談室での言語聴覚士による支援につなげておるといふ、そういうことを佐倉市ではやっております。先ほど部長からその集団的な中という話を聞きましたけれども、これも一つの方法かなと思っております。発達障害を早期に発見して必要な支援に結びつけるシステムとして、本町としましてもこういう一つの考え方はあるんですけども、その点について前向きに取り組んだらいかがですか。どうでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

発達障害の早期発見ということでございます。

豊能町教育委員会といたしましては母子保健と子育て支援センターが連携いたしました家庭訪問、母子保健の健診において、フォローの必要な乳幼児やその家庭について母子保健連絡会を設けて情報共有を行いまして、就園、入所の際に支援や配慮の内容について引き継がれ、継続した支援が行えるようにしております。これにつきましては生まれる前から1歳前後の取り組みということでございまして、つくし教室とかたんぽぽ教室とかいうようなものもござい

また、5歳児健診ということでございませうけれども、当然教育委員会といたしましては就学時健診、これ5歳の方の健診でございまして、学校保健法によりましてすることになっておりまして、その中でも知能については適切な検査によって知的障害の発見に努めるとか、言語障害神経症その他精神障害等のものについても発見に努めるようなものも含まれてました健診をしておるところでございまして。また就学前の小中学校ですね。乳幼児期から中学校卒業までを見通しました一貫した支援が計画的に行われますように個別の支援計画も作成しておるところでございまして、幼児、児童、生徒の発達段階に連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるようなことを日ごろから校種間の連携に取り組んでしております。これにつきましては大体6カ月ぐらい、保育所の入所年齢から15歳までを対象にしておるところでございまして。町内に通っておられる、保幼に通っておられる方以外に、町外の就学前の施設に通っておられるお子さんもおられますので、このような方につきましても保護者の承諾を得まして在籍している施設の保育参観に行きますとか、児童の様子について就学する小学校の関係職員と情報を共有をする場を設けておりまして、児童その他の家庭におきまして今までからずっと支援を行っておるところでございまして。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

それでは現状の体制のままで発達障害に関する対策は十分でいけるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

就学前施設におきまして専門知識を有する准看相談員、例えば言語聴覚士でありますとか作業療法士でありますとか理学療法士等も派遣をいたしておりますし、これにつきましては小中学校にも派遣をしております、指導や支援方法について助言をそれぞれ行っておるところでございますので、今現在十分に対応できておるものと考えております。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

それではこれからもしっかりとよろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、5点目の、新生児の聴覚検査です。これはずっと昨年6月の一般質問からずっと取り上げておりました、毎定例会ごとに質問させていただいております。粘り強く提案させていただいておりますけれども、新生児聴覚検査ですね。厚労省の厚生科学研究所によりますと、新生児の1,000人に1人から2人が聴覚障害を持って生まれてくると言われております。これはこれまでも述べておりますけれども、その先天性聴覚障害というのは耳からの情報に制約があるために言語発達がおくれまして、コミュニケーションの障害のほかに情緒面とかまた社会性の発達にも影響が生じます。聴覚障害を早期に発見して適切な支援を行えば聴覚障害による影響が最小限に抑えられまして、コミュニケーションまた言語の発達が促進されまして社会参加が容易になると。つまり早期に発見して早期から、つまり補聴器とか人工内耳などの治療をすることにはその後の療育にも影響するということですね。近年ではその聴覚検査法の開発が進みまして新生児に正確に検査できる機器が普及しており

ます。

日本産婦人科医会の調査によりますと、分娩取扱機関における検査可能な施設の割合ですけれども、平成14年では32%、平成17年度では60%、そういう状態でありましたけれども、平成25年にはもうほぼ88%、恐らく平成29年には90%を超えていると思いますけれども、どこに行ってもそういう聴覚検査が可能であるという、そういう体制が現在も整備されております。乳幼児の早期に先天性の聴覚障害を発見することは、その後の言語発達や情緒、社会性に大きな影響を及ぼすことから聴覚検査の必要性は高いと私は考えております。国におきましても全ての新生児に対して新生児聴覚検査を実施することが重要でありまして積極的に取り組むことと国ではされております。

身近な体験なんですけれども、私の娘の友人がこのたび出産されまして新生児聴覚検査をしたところ要検査の判定が出たと。そういう早期に発見したことで適切な支援につながられてよかったというふうに声を聞いております。そういう身近な体験なんですけど、やはり聴覚検査をしてわかってよかったなという、そういう声を聞いております。

豊能町では昨年6月の定例会におきまして平成27年度の新生児56人に対しては50%未満の方しか聴覚検査がされていないという回答も聞いております。今、母子手帳に聴覚検査を受けていますか・受けていませんかというような項目が追加されますので、そういった意味でも全ての新生児に対しまして聴覚検査が実施されるように、つまり全員検査の推奨ですね、町から。検査結果の届け出など、そういったところも含めて検討する必要があるんじゃないかというふうに考えます。この検査の必要性

は本当に高いと思いますけれども町の考えを伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

本町では母子手帳を交付する際に新生児聴覚検査についてのパンフレットをお渡しをしてございます。その時点で新生児聴覚検査についての周知を行ってございます。

それから出生後、届け出をしたらと、検査をされた方に届け出をしてもらったらどうかというような御質問なんですけれども、また検査結果の届け出についてはあえて届け出をいただかなくても、るる以前から申し上げてますように、本町の場合は保健師が出生後1カ月をめどに全ての乳幼児のお宅に訪問をさせていただいてございます。そのときに保健師が母子手帳の確認をさせていただきますが、そこに今、議員がおっしゃいましたように、検査をした場合は医師が母子手帳にチェックをするということになってございますので、その確認が保健師ができるということでございますので、届け出までは要らないかなと思ってございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

27年度の報告の中で実施されている56人のうちお1人が亡くなられておりますが、聴覚検査の実施が25人という数を聞いております。これは実際に記載があったからというふうに解釈してるんです。その中で記載なしが27人ということになってるんです。これは今の回答と相反することなんです。この点についてちょっと答

弁をお願いします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

申しおくれました。パンフレットの配布をさせていただきました時期でございますが、平成29年度、今年度の4月からということになってございますので、今年度の4月から周知をさせていただいてるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

ことしの4月からということでお聞きしました。データが27年ですので実質記載なしが27人ということは聞いておりましたので、4月からそういうことで、なお一層把握できるようにしていただいたということで確認しました。

この聴覚検査、すぐにできる検査なんですけれども、赤ちゃんの耳に機械を当てて脳波とかその返ってくる音によって聴力を調べます。生後3日以内に行う初回検査と、再検査が必要とされた赤ちゃんを対象に行う生後一週間以内実施する確認検査ありますけど、大体1回当たり5,000円ということで聞いております。新生児の聴覚検査というのは生まれたときから耳が聞こえにくい赤ちゃんを見つけるための検査になりまして、国は全国の市町村に対しまして原則として生後3日以内に全ての赤ちゃんを対象に実施するように求めております。先ほども述べましたが、平成27年度の実施率は50%未満と、ことしの4月からより一層実施されるように周知等はするということなんですけれども、実施率が高まる

ように私も期待しておりますけれども、この聴覚検査の発端となったのは岡山県なんです。この岡山県、まず2001年7月に国の補助を受けまして全国初の新生児聴覚スクリーニング事業を始めました。これがきっかけだったわけです。2006年度に国庫補助が廃止されて、それ以降2007年度からは県費、県の費用で事業を続けたと。ところが2008年度から全市町村に判断を任せたんですが、全市町村が独自の補助制度を創設したということになってまして、また14年度の検査実施は89%と。委託契約を結んでいない医療機関を含めるとほぼ100%になってるということでございます。これは自治体によりまして、この岡山県では半額程度、約2,700円ぐらいの補助を助成されてるということなんです。赤ちゃんが検査を受けていない背景につきましては、日本産婦人科医会によりまして、検査を行う市町村に聴覚検査の重要性が広く認識されていないという。これは我が町にしましてもそういう認識かどうかわかりませんが、ほぼそういうことかなというふうに言われております。さらに費用の補助の面でも課題があるというふうに言われております。産婦人科医会では検査費用が補助されてる自治体では実施率が高いという調査結果が出てると。ただしこれは調査されてからの結果なんですけれども、やはり高いという結果が出てるというふうにコメントしております。乳児期の先天性の聴覚障害を早期に発見することは、先ほども述べましたけれども、その後の言語発達とか情緒、社会性に大きな影響を及ぼすことから、聴覚検査の必要性は私は高いというふうに考えます。国におきましても全ての新生児に対して新生児聴覚検査を実施することが重要でありまして、積極的に取り組むこととされてお

りますことから、何回も言いますが、我が豊能町もこの検査費用を公費助成する考えはないのか、この点について伺います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えをさせていただきます。

この御質問は議員おっしゃいましたように6月ぐらいからずっといただいております。認識が町にないのかと、必要性のことですが、子どもたちの健やかな成長についてはお母さんお父さん、それから行政もちろんですが、地域の方々もそれは皆望んでいるところでございますし、健やかに育てほしいというところがございます。ですので豊能町では出生後1カ月をめぐりにほぼ100%保健師が乳幼児訪問を行ってございます。その際に保護者の方々から聞こえ方について、その課題がないかどうかということも聞き取りをさせていただいて、そうした中からもし課題がございましたら適切に早期に医療につなげているというふうな状況もございます。それから4カ月健診、このときには小児科医にも見ていただきながら、その方の子どもの育児、それから栄養状況等々全般にわたって、もちろん聴覚についても確認をいただきまして、早期発見を目的にさせていただいてございまして、その時点でも母親の悩みを解消して順調に育児を行っていただくこと、これに努めているところでございます。本町では新生児期の訪問、それから先ほど申し上げましたように4カ月健診でも有効に機能していると考えてございます。したがって、現時点では新生児聴覚検査の公費助成は考えてございません。今後も乳幼児の訪問、それから4カ月健診等々を通じまして、難聴の疑いがあるお子

さんについては早期に医療機関と円滑な連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

人の判断によって確認するという事なんですけども、やはり機械ですね。数値でしっかりとやることは私は大事だと思います。人は感覚が違いますからね。これも前から何回も言ってるんですけども、そういうきちとした機械によって判断をすることが一番大事かな。誰が見ても、客観的にも、それが大事かなというふうに思っております。先ほど健診を受けているかいないかについてはことし4月1日から周知されまして、これから正しいデータが出てくると考えております。来年3月、4月ぐらいですね。そのときのデータが出るかと思えますけれども、そのときのデータを含めまして実際にその実施率がされているかどうか、パーセントはどれぐらい上がっているかどうか、この点について再度お聞きしましてまた質問させていただきます。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本謙司君）

以上で永谷幸弘議員の一般質問終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西岡義克議員を指名いたします。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

ただいま、議長より御指名をいただきま

した。これより一般質問をさせていただきます。

私はこの12月議会はよりよい新年度政策に向けてのチェック議会であると思っております。さて、池田体制も2年目に入ります。町制40周年もさることながら、喫緊の一大事でありますダイオキシン問題はいまだ解決しておりません。さらに人口減少は雪崩をうって下降現象へと推移しております。追い討ちを掛けるがごとく、合計特殊出生率は全国の市町村ではワースト3、全国の町村ではワースト1という不名誉なふがない状況にあります。さらに今回の水道の値上げ問題等々、財源確保にいとまがないという感がいたします。

昨年末において今年度の行政チェック、さらに反省を踏まえて、よりよい新年度に向けて今、議会、行政、住民が協働して、町長のいうシビックプライドを持って、よりよいまちづくりに向けて協働してまちづくりを進めなければならないと思うわけがあります。

そこで今回、いかに豊能町のシティプロモーションの展開をしていくかという観点から質問をさせていただきたいと思えます。

まず豊能町の一大事であるダイオキシン問題でありますけれども、6月の議会での町長の答弁は、第三者委員会の答申は真摯に受けとめるが、権限のない第三者委員会であって、納得がいく調査はできなかったという感想がございました。確かに第三者委員会の結論は、権限のない委員会であるため、法的権限のある組合議会の百条委員会による解明に期待するというものでございました。がしかし、私は最後の第4章の再発防止に関する提言における3項目、この提言に関しては金貨極上に値する価値ある提言であると思っております。そして第三者委員会の唯一の成果である再発防止に

対する提案を、豊能町はそれに向けて組合議会、百条委員会と一致一丸となって取り組み、早期解決を図ることが肝要であると思っております。そこで第三者委員会の答申の対応について少しお伺いさせていただきたいと思っております。

6月議会の質問で第三者委員会は組合が解散し町の組織として廃棄物の処理問題の解決を図ることを提言していましたが、町長は組合の解散より廃棄物の処理の問題の早期解決が先決であるとの答弁でございました。午前中の質問の中で場所の選定はまだ決まっていないということでもありますけれども、予算に関しては今相談をしておると、決まってないけどその取り組みをしているということですが、早期解決の可能性についてももしあればお答えいただきたいと思っております。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと、このように思います。

ダイオキシンの問題でございますけれども、議員の皆さんも御承知のとおり、すぐその御報告はさせていただいているということでございます。先ほどからも御質問がございました。現在今交渉中でございまして、近々にも自治会の総集会を開いていただくということでございます。皆さん御承知のとおり、どの自治会へまいりましても反対だということでございます。先日も申し上げましたけれども、各議員の皆さんも各自治会の会長あるいは町民の皆さんに御理解をいただけるようなお話をさせていただかなくては、到底なかなかこの問題は解決に至らないという事態になってきているんじゃないかというふうに、私は今、感

じているところでございます。今後におきましても粛々と解決に向けて前に進んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうか一つ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

やっぱりなかなか難しい問題なんで、職員一丸となってできるだけ早い時期に解決するように努力をいただきたいと。我々のほうもできることは協力させていただきたいと思っております。

次に9月議会の内田部長の答弁で、コンプライアンスの意識の徹底のために組合の職員に町のコンプライアンス研修に参加させるという答弁がございました。今、組合の職員に研修に参加させているのかどうか。それともう1点、職員の賠償責任の意識徹底は図れたのか。さらに組合への財政面での損失は求めたのか。この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まずコンプライアンスの研修でございますけれども、今年度につきましては本町は1月に実施を予定しておりまして、その1月の研修の折には組合の職員にも参加をさせていただくよう呼びかけることとしております。

それから職員の賠償責任の問題でございます。これは地方自治法の規定でございますけれども、地方自治法の規定に基づきます職員の賠償責任につきましては、これは以前にもお答えをしたかと思っておりますけれども、6月1日付で財務規則を改正をいたしまし

て、同日の朝礼におきましてその旨を報告周知をするとともに、イントラネットの掲示板に掲載をしまして職員に周知をしたところでございます。

それから最後に組合への賠償責任、財政面の請求ということでございますが、組合への財政面の請求という、ちょっと意味がわからないので、もう一度御質問をお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

賠償責任というのは、我々豊能町は七十何%出資しておるわけでありまして。今回財政面でも非常に迷惑をかけられておると。その部分に対してやはり一定の賠償責任は要るんじゃないか。

それと以前にも私、質問させていただきましたけども、前町長のときですけども、要するに中井副町長を出向させたと。にもかかわらず出向費用から、出張費用から何ら請求ないままに、大切なうちの豊能町の職員を無償で動かしておると。この件に関して財政面では我々組合に対して言えるんじゃないかと。そういう意味の賠償責任であります。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まず1点目、町がこうむった損害を組合に請求せよという点でございます。町がこうむった損害というよりも組合がこうむった損害というふうに思っておるわけでございますけども、そのものにつきましては9月12日に組合が前管理者と前副管理者に対しまして9,650万円の損害賠償と遅延損害金の支払いを求める訴訟を起こしておりますし、また8月7日には仲介業者で

ございます株式会社環境テクノロジーに対しまして不当利得の返還返還請求の訴訟、これは組合が提起をしております、組合が勝った折には本町と能勢町にその分の返還があるというふうに考えております。

それからもう1点、おっしゃいました中井前副町長の出張旅費の請求でございます。確かに両町の副町長につきましては組合の役職というものはございせんけども、組合というものは両町からなっております、組合の役職があるかないかということで組合の業務に協力するかしらないかが決まるものではないというふうに考えております。今の乾副町長につきましても組合に協力はしておるわけございまして、中井前副町長に限らず過去の副町長の方々も、助役さんも、組合の業務には協力をしてきたというふうに考えてございます。これは町の本来業務として当然のことではないかというふうに思っているところでございまして、また副町長に限らず私ども一般職につきましても同じことが言えるのではないかとこのように思っております。組合の辞令をもらっておりますのは私と鴻野部長の2人でございますけども、ほかの事例が出ていない本町の職員につきましても全職員が一丸となってこの難局に取り組むということとしておりまして、それをもって町に損害が出たとか組合に費用を請求するとかいうことではないということでございます。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

それは協力体制はいいんですけど、程度というか、だから中井副町長に関しましては率先垂範といいますか、職員並みの、それ以上のことをやらせてるわけです。そういうところは私はやっぱり施設組合と豊能町・能勢町、これはすみ分けが全くできて

ないんじゃないか、なれ合いのそういうあれをしたらいかんとするんですね。今後そういうことも踏まえて、今、賠償の訴訟をしてるということで、その結果が出たときにまたそういう部分は応分のあれがあるんじゃないかなと。これはもうこれで結構です。

続いて百条委員会で証人喚問をしている、今、真ただ中でございます。その中で何の情報提供もないまま組合が管理職員の解任をし、そして豊能町が職員の復帰をした。単に情報公開ということの内田部長は前回の答弁で言ってますけども、これでやっぱり・・・情報公開ができていいのかというふうに思うんですけども、どうですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今の御質問は部長級の人事についてだったのかなというふうに思いますが、部長級の人事につきましてはその都度広報「とよの」に掲載し、住民の皆様にはお知らせしております。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

ちょっと質問の仕方が悪かったのかな。

私が言いたいのは、豊能町と組合は百条委員会に全面協力しなければならない立場であります。にもかかわらず、百条委員会は今、事実解明に向けて誠心誠意頑張っており、ただ、今はまだ道半ばであるということ百条委員会の委員長は言っておられる中で、施設組合は百条委員会の重要証人であり、かつ組合の重要ポストにあった組合幹部職員を安易に解雇し、また豊能町はすんなり豊能町職員として復帰させていると。なぜ組合議員の中で証人喚問を受けた

重要証人の処分についての検討もしないで豊能町の職員に復帰させたのが私は非常に理解に苦しむわけであります。このことは第三者委員会の答申を無視するものでもありますし、また組合にかわって悪戦苦闘して頑張っておられる百条委員会の意欲を低下させる背任行為に値するものであり、さらには百条委員会を軽視するものであり、住民からの嘲笑は免れないものであろうかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

人事異動につきまして、その人事異動の理由等を御説明することはございませんけども、処分につきましては、これは処分をした折の基準がございまして、その基準に基づいて処分をいたしますし、また公表の基準、これも本町持っておりますので処分した折には公表はしてまいります。

○議長（橋本謙司君）

暫時休憩します。

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほどの御指摘、百条委員会についてということもございました。百条委員会の調査につきましては前管理者、前副管理者、それから前事務局長、それから前副町長などが調査をされているというふうに聞いておまして、それについては支障が出ていないというふうに思っております。今回の人事異動についてそれに支障があるのかというようなお尋ねかなというふうに思いますが、百条委員会については肅々と進められているものというふうに考えておりました。

て、人事異動がそれについて支障があるというふうには考えておりません。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

いやいや、そんなこと聞いてないねん。要するにその重要ポストの組合の職員が豊能町に帰ってきたということです。よその市町村でこんな問題があったらやっぱり一定の調査をして結果が出てから帰すと。しかし今回は結果が出てなかったのかどうか知りませんが帰ってきてると。それをしたのかどうか。しなかったらしてないというふうに答えてくれたらええわけです。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほど冒頭おっしゃいました、豊能町が置きました第三者委員会、これで答申は頂戴をしておりますけれども、この第三者委員会の調査の折には、当然のことながら前管理者でございました前町長、それから異動いたしました前事務局長、これらの方々にも調査をお願いをいたしまして、権限はなかった調査でございますけれども、それぞれ調査の御協力は頂戴し、私も事務局として同席をしましたので、調査は一応して、その上での人事異動でございました。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

豊能町はしたわけです。組合はしたのかって聞いている。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

組合がしたのかという御質問でございます。

す。組合が調査をするとすると自分で自分を調査するということになるのかなというふうに思っております、それは組合としてするとすると、そのまま前の事務局長を組合に置いたまま違う職員がそこにまた派遣され調査をするというようなことになるのかなというふうに思いますが、組合として調査をするというのは今百条委員会です。さっているというふうに考えておりますが。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

その第三者委員会で結論を出すと。百条委員会が結果出ればまたそういうことも出てくるのかなというふうに認識してよろしいですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、西岡議員の御質問につきましては、事務局長の処分について豊能町がそのまゝの状態職員を採用してないかというような御理解というふうに私はさせていただいているわけでございますけれども、現在のところまだ何もございません。結論が出ましたらそのときに皆さん方に御報告できるように、処分なりあるいはいろいろな流れをつくっていきたいというふうに思っております。現在のところわかりませんので、その点一つ御理解のほうよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

わかりました。本来ならその処分が決ま

ってから代えるのが本来の形やろなと思うんですけども、それはそれでいいと思います。後でまた結果が出たときに、皆さん一般の住民の皆さんに報告していただきたいと思います。

それでは次にいきます。

次は持続可能な行財政運営ということで、私はこの豊能町に日本の未来みたいな気はいたしております。それは資源のない国日本、そして大手企業のない豊能町ということでございます。つまり資源のない国日本は他国の資源を輸入して人民・公民が働くという、労働の文化を駆使してそして優良な商品を製造輸出して今日の世界に誇る経済大国を築いたわけでありまして。さすれば大手企業のない豊能町は60億の中小サービス産業であるということで、それならば町長の言う御自慢のシビックプライドを駆使して持続可能なまちづくりを構築しなければならないと思うわけでありまして。ところが9月議会で、部長は全ての職員が職員になった時点で既にシビックプライドを持っているということをおっしゃったけれども、もう一度行政の言うシビックプライドの意味をまず聞かせてください。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

町への愛着、誇りということでございます。我々は職員は全てシビックプライドを持っているというふうに解釈をしているというふうにお答えを申し上げたところでございます。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

実は私も勉強不足で、先般ネットでシビックプライド検索したんですよ。そしたら

シビックプライドとシティプロモーションと、こう出たんです。そしてシビックプライドは、前よりもいい町にすると。もっといい町をと、そういう意味が含まれておるということがわかったんです。私は、ただ単に頑張る、誇り、そういうことかなと思ったんですが、そうじゃなくって、前よりももっといい町にしてやろうという持続的な行為であるというふうに載ってます、これ。早い時期にシビックプライドとシティプロモーションの講演会があちこちでなされているんですよ。ここでは何もなかったですけどね。私は町が考えてやったんかなと思ってすごいこと言うなと思ったんですけども、結局つまりシビックプライドの醸成を図ることが行政の仕事やと思うんです。そのシビックプライドの醸成を図れば自然発生的に自発的な行為が生まれて、自然発生的によりよい町ができると、こういうことですね。そういうシビックプライドを生むような状況、環境、雰囲気づくり、そういう仕掛けをすることが大事なんです。その仕掛けをするのは誰であるか。これはまさしくそこに部長が言われているシビックプライドを持ってるシビックプライド職員そのものなんですよ。それがその雰囲気をつくらないと自然発生的なシビックプライドが生まれませんし、シティプロモーションも起こらないです。だから私が初めそうでもないかなと思ったんだから、一度部長も職員がシビックプライドを持ってるというのやったら職員のシビックプライドの意識調査をしてみたらどうかと。どうですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほども申し上げましたが、もう既に職

員はシビックプライドを持っているというふうに解釈をしております、調査をする考えはございません。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

調査せんでもデータとったらええんやと思うんやけどね。そうせんと、この今の豊能町の状況でそんなシビックプライドを醸成するような状況にありますか。これ町への誇りって書いてますけどね。私も前回質問してるけども、町の状況は財政状況も非常に厳しいと。さっき言ったように。そんな中で住民さんがよし、よりよい町をつかったらと、まずその雰囲気づくりが第一やろうと思うんです。そういう意識を持った職員さんがおるかっていうことです。やっぱり養成せなおらんと私は今思いますよ。だからそういうことがまず第一じゃないかなと。そういう豊能町のまちづくりのキーワードは、要するにシビックプライド職員の育成、それにかかっているんじゃないかなと思うんですけども、部長どう思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

以前から議員はまちづくり仕掛け人というような言葉をもって私に何回も御質問を頂戴したというふうに思っております。職員につきましてはそのまちづくりの政策が立案ができるというようなことを目的に柔軟性のあるものの見方、考え方ができるという、そういう備えが日ごろから必要であろうというふうに思っておるわけでございまして、そのために職員には住民サービスの向上でございますとか住民との協働のまちづくりの研修など関連する研修に参加をさせましたり、促してきたところでござい

まして、また先進自治体の事例の把握、視察、これらによりまして町での取り組みの可否を職員みずからが考えるというふうに指導してきたつもりでございます。まずは改革の意識を日々持ちながら職務をやっていくということが重要であろうというふうに思っております、その意識を持つように今後も研修を充実させていき、研修だけではなく日ごろの仕事の中でそういう意識の醸成も同時に図っていきたいと考えております。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

毎回同じようなことを言うとんねんけど、要するにPDCAということも盛んに言いはって、ところがC、チェックができてない。チェックしたけどもその後の対応がない。そのまま、また次のプランにいくということで、その辺がやっぱり変えていかなあかんのちゃうかな。Cがない、形だけでよりよい方向がないということやね。やっぱりプロモーションというのは新しい、いいものをプロモーションしていかなあかんわけです。そのためにはやっぱりもっといい町つくってやるという意識改革、それが基本やと思うけど、これはすぐというわけにはいかんと思います。これまで私もいろいろ質問してきました。会計監査の決算委員のあれかて自主財源を図り、自主財源の獲得を図り、人件費の削減ということも言うてきました。3年連続でそういうこともいまだに改善されてない。もちろん一朝一夕にはいきませんが、やっぱりその辺も今後きちっとやっていただくと。その根本が、今のシビックプライドを持った職員がおるんやったら、その人らが仕掛けたら、住民さんほっとっても、よっしゃ一緒によりよい町をつかったらと自然発生的に

できるって書いてあるんです。そういうことがやっぱり根本にないこの町なかなか難しいやろ。これは3月の予算委員会にそういう施策が出てくるのかどうか期待しておきたいと思います。

時間がないので次にいきます。

次に教育力日本一について。

これもしかすごいこと言うなと思って。一時、安倍第1期の内閣は教育大国日本というのを提唱してやりましたけども、今回池田町長は教育力日本一を提唱しています。日本一ということは、私は教育は構成基礎である家庭が大事だろうと私は思っております。教育長は知・徳・体、知が1番で2が徳で体という形で言うてましたけど、私はまず徳であろうと思っております。なぜなら人間どう生きるかということですね。いかに生きるかということですから、やっぱりよく生きないかんわけですね。何ぼ知をつけても悪知恵を働かして悪いことしたら何にもならへんので、基本私は家庭教育であろうと思っています。家庭教育ということはしつけということですよ。しつけはやっぱり道徳的なもんということで、家庭で挨拶ができていますのか。私は朝、子どもとの挨拶運動で元気がもらえていると同時に、その子どもの家庭が見えるんですね、挨拶してると。勉強にもなります。学校教育では先生が教師ということだけれども、家庭では親が教師という。教育長が前回の質問のときに言ったように、教師の質の問題と。これ徳育を教育するというのはその人自身が徳を持ってないと徳育できないんですよ。教科書があるわけじゃなし。つくらしいですけども。教科書の問題もあると思います。それともう一つはやっぱり教育環境もあると思います。教育長が言うように、ここは地域が非常に協力的で、ですから家庭の教育力、地域の教育力、学校の教育力、

これは三位一体となって、子どものやっぱり健全育成といいますか、これができると。私は根本はやっぱり家庭教育だろうなと思っております。その中で私も平成3年度に府のPTA行きましたけども、その中でも知・徳・体のバランスある教育ということも言っていましたけども、つまり学校週5日制を目指したゆとり教育、これはどこでどう間違ったのか知らんけども、先生も乗ってしまって時間的なゆとりに走ってしまったと。私はこれは、子どもの真のゆとり教育は思いやりの教育、心の教育やと思っています。あのときのテーマは心豊かな人間育成ということをやったんですよ。しかし残念ながら休むほうに走ってしまった。政治的な問題もあったんですけども。ですから教育現場が労働問題にすりかえられて、結果子どもが犠牲になったと。私も残念ながら大阪府の代表で行きましたけど、反対したのは大阪府だけやった。全てが乗ってしまったということでもありますけども、今、豊能町この規模でやっぱりこういうことがきちっとできると思います。幸いにも教育長が言われたように、地域が非常に協力的であるということで、何かいい方法があれば一つ提案してほしいと思いますが。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

ただいま西岡議員からいろいろとるる教育について御質問いただきました。

私も家庭が子どもたちの教育にとって第一の責任を持つてるのではないかなというふうに思っています。これは教育基本法にも述べてあるとおりでございます。やはり家庭の教育力というのはその後の子どもの人生にとって非常に大きな影響を及ぼすと

いうふうな認識を持っております。そして知・徳・体という順番でありますけれども、一応私はこのバランスのとれた知・徳・体というふうに豊能町の教育指導指針にも書いてございますので、その点はちょっと御理解いただきたいと思いますと思っております。

それから教育の質の問題で、教師の質の問題でありますけれども、私もやはり第1番に、今回、平成29年度の学力向上プランに書いた第1番目のものは教師の授業力、指導力というのを一番着目をいたしました。これは今、西岡議員が言われる教師の質の問題ということであります。ただ、そこに徳育をどのようにしっかりともっていただくかということも非常に大事なことだというふうに理解をしております。今回、来年度から小学校の道徳が特別の教科道徳となりまして、いわゆる教科書を使い、そして子どもたちの成長を評価するということになりました。今回7月に最終教科書採択をさせていただきました。そのときに保護者の委員の方々からこんな話を聞きました。今回は採択するときに道徳の中に教科書を見ていたわけですが、その中に道徳のノートがあります。これは教科書と別冊でありまして、その中に、この本に、子どもたちが勉強することにとっても私たちそのものも勉強させられるなというふうに言っておられました。これはまさしく本当にこの特別の教科道徳になった意義がそこに隠れているのではないかなと私は思いました。そういうことで今回、特別な教科道徳が小学校で、そして来年、再来年度中学校でそういうことになりますけれども、非常にそういう意味ではこの特別の教科道徳が実施される契機になります。来年度からぜひ、先生方だけでなく、子どもたちだけでなく、保護者の方もその教科書を手にとって見ていただければ随分変わってくるのではない

かなというふうに今は思うところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

今度初めて道徳の教科化ということになりまして、今、教育長言われたのは教科書の選定ということもあるんです。我々子どもときにはそんなものなかったも、例えば偉人伝の本があったり、神話の本があったり童話があったりいろいろあったんですね。ただ最近そういうのは余り見当たらないなという感じもしますし、それと学校、私らも古いんかしらんけど、校庭の庭に二宮金次郎の像があったり、それと常にやっぱり平常時に学校には国旗がへんぽんと翻っていたと。そういう教育環境も全く違っていると。その中でこの道徳教育をするというのは非常に厳しい状況があると思うんですけども、まず教師の資質の問題、力量の問題だと思います。その辺は重点的にやっていただきたい。今の二宮尊徳が、尊い徳やのうて損得の損得になってるというような状況がありますんで、その辺はきちっと踏まえて、やっぱり基本的なことはやっぱりやっていただきたいなと思います。それにつけてはやっぱり地域、地域が割と教育力あるという話ですけども、この前教育長に質問した中で、自治会と教育委員会が協力体制とれないのか、自治会に子どもを預けて予算措置できないのかというようなことも聞いたんですけど、その辺はどうですか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

本町における自治会並びに地域の皆様方の協力体制については、以前にも御説明しましたように、本当に協力的であります。私どもが今進めております教育コミュニティづくりということで、地域ぐるみの学校支援ボランティアの活動に対する事業ですけれども、それを集計いたしますと、平成28年度は延べでありますけれども約6,800名の方々が何らかの形で学校に対しての支援をしていただいております。それには校区の見守り、あるいは登下校の見守り、それからゲストティーチャー、それから放課後の支援事業とか、本当にたくさんの方々がそのように協力をしていただいているということで、本当に地域の教育力の高さをまざまざとその数値的に見られるところでございます。自治会に対しましては一応、校区青育協というのが団体がございまして、自治会の自治会長さんを中心として、校区のそれぞれの方が協力して、子どもたちのいわゆる課外活動的などところにもフォローしていただいているということで、それに対しても既に補助金的なものも指示しておりますので、その辺をいかにうまくさまざまな形で協力連携ができればなど。ただ、直ちに補助金を、あるいはいわゆる予算措置をとる場合は、なかなか実際にその予算措置に対しまして地域の方々の余裕が果たしてあるのかなというふうなことも若干心配をいたしておりますので、今のところ改めてそれを予算措置ということは今考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

町長は教育力日本一というぐらいやから町長部局のほうから出してもらおうとか、いろいろ今後また考えていただきたいなど。

私は今、親がなかなか今までのそういう意識がないと。子どもは子ども会に入りたいのに親がなかなか協力的じゃないというか、役員が嫌とかなんとかそういう状況になってますんで、私は親関係なしに自治会が預かったらかと、自治会で子どもを育てようかというようなことも思っております。そんな中で町が子どもを育てるんであればやっぱり地域、自治会、地域と一緒にやって予算措置をするということもまた考えていただきたいと思います。時間がないので要望だけにしておきます。

次に、人口対策につきましては、これはもうシティプロモーションとシビックプライドの問題で解決します。これはもう内田部長の双肩にかかっていますんで任せます。

緑輝くまちに向けてということで、これはやっぱり人口政策が一番肝心だろうと。そういう中でやっぱりインフラ整備といいますか、水道もそうです。これは生活インフラ、最低限のところです。バス問題、交通施策というのもインフラ施策の最低のインフラ整備ということでありますんで、これはやっぱりバスの問題も、内田部長が東西バスなんか乗ってないという話やけども、現実にリレー便に乗ってないと思います、職員は。1回乗ったらわかりますけども、西から東に行く人が3人、4人です。ほかには森町でおりにいきますねん。あんなのリレー便でも何でもないです。それやったら少なくとも東西走らせたならそれ以上乗ります。間違いないです。だからそういう無駄なことはやめて、それと財政再建でなったということですけども、財政再建、財政再建と大きなことを言うてますけども、サービスを落として財政再建だったら誰にもできるんです。サービスを落とさんと財政再建をする、ここにやっぱり職員の能力が出てくるわけですから、これ1回乗ってみ

てください。多分東西バス走らせたら徐々に乗ってきます。みんなないから諦めたような感じになってますけども。これまたうちの自治会のほうもそれは1回やってみようという話ですので、また協力体制とっていただいたらいいと思います。

それと環境問題ですけども建設部長に質問したんですけども、他の市町村で条例ないその取り組みを調べておるといことですけどもどんなぐあいでしたか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

御質問にお答えさせていただきます。

他の市町村といいましても調べられるところが限られておりました、お近くの猪名川町なんかは土砂条例に係る供託金ですか、こういったものを導入されているというふうに聞いておりますし、先日言っていました和泉市でしたか、そこもしているというふうにはお伺いしています。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

そんなことないですよ。何ぼでもありますよ、調べたら。和泉市もありますよ。だからもうちょっと真剣に調べて、今度土砂崩れが起きたら希望ヶ丘誰もおらんようになりますわ、はっきり言うたら。やっぱりもうちょっと意識を持って、それこそシティプロモーションしてもらわんと、なかなか、それまた今度のとき、3月議会できちっと聞いていきますので、ちゃんとした対応をしていただきたいと思います。

なかなか国のほうも財政は非常に厳しいて1,000兆円以上の赤字を持っておるわけですけども、この前の新聞でもやっぱり

総務省が各地方の市町村歩いてます。やっぱり財政調整基金が非常にたまっておるなということ。こないだの新聞、11日の新聞に載ってましたんで、やっぱりそういう調査もしてるようでありますので、今後やっぱり行政のほうもその辺もきちっと踏まえて、有効な、行政施策、そして有効な利用をしていただきたいと思います。

私は今回怪文書で寝た子を起こされました、はっきり言うて。今回の選挙においても1票の重さをつくづく感じました。当選後「西岡さんおめでとうございました。これからも頑張るね。」と、その後に「お父さんと私も1票入れたからね」とか。だから家族3人やからね。」との前代未聞の仁の一言を賜りました。万感の極みです。孔子の論語に「巧言令色、鮮ないかな仁」というのがありますが、今回得難い「鮮ない仁」を頂き、感謝をもって一期四年の議会活動を全うしたいと思います。今後とも行政と一緒に頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（橋本謙司君）

以上で西岡義克議員の一般質問を終わります。

次に、田中龍一議員を指名いたします。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

皆様、改めましてこんにちは。2番田中龍一でございます。議長から発言のお許しがございましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、今回議員という立場をいただき、一般質問させていただけるのは、多くの住民の皆様の御支援のおかげでございます。心から感謝し、御礼申し上げます。これから住民の皆様を代表として、今回しっかりと質問させていただきます。豊能町をより

よい町へと変えてまいりたいという思いで質問、提案をさせていただきますので、理事者の皆様におかれましては、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、防災行政無線についてでございます。

こちらは、昨今の異常気象で毎年のように局地的な大雨が降り、ここ豊能町でも毎年のように避難勧告を出すような、そういった事態でございます。

そういった中で、災害発生時の連絡とか、情報提供手段、こういったことは非常に大事で、今回、防災行政無線をつくられるということで、大変いいことだと思います。その中で各家の中でも聞けるようにということで、戸別受信機、これの貸与ということをやられるということをして10月の全員協議会で説明を受けました。そこで聞きましたところ、対象とする世帯は、先ほども質問の中でありましたように800人程度でございます。そこで、私は、800人程度であれば、戸別にそれぞれ郵送するなり、お伝えするなりするべきではないかと、広報でされるという話でしたので、広報ですると、要は800人の方にも伝わりますけれども、関係のない8,000人の方にも、8,000世帯の方にも伝わるということでございまして、これは非常に混乱を招くのではないかとお願いしたところでございますけれども、広報でされたところでございます。

また、その広報の内容も見てみますと、例えば、土砂災害特別警戒区域内に住まれている方もこの戸別受信機の貸与の対象になるんですけども、この方は対象であるかどうかと調べるのは御自身が、例えば、大阪府とか、豊能町とかの建設課で図面で確認するとか、もしくは、豊能町の総合防災マップ、町のホームページで御自身で確認

して申し込むということになっておりました。これは豊能町はもう既に知っていることをわざわざ住民の皆様の手を煩わせるようなことというのはすべきではないのかなど。また、その書類が私のところへ入っていると思って、警戒区域に入っていると思って出してこられたとしても、それをまた職員の方がチェックする。職員の方も二重の手間、もし万が一警戒区域に入っていなかったとしたら、この方は全く無駄なことをしてしまうというようなことになってしまいます。そんなことを考えると、これは本当に公募して大丈夫だったのかなど。募集をされていますけれども、本当に問題がなかったのか。どのような認識でいるのかということについてまず1点目お伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

防災行政無線の戸別受信機の貸与の広報の仕方についてでございます。戸別受信機の貸与の周知につきましては、今、議員からも御案内のありましたとおり、広報に掲載いたしまして、また、その広報に申請書を同配をしたというような形で、全世界帯にお知らせをしたというところでございます。議員からは、先ほども御自身でおっしゃいましたとおり、全協で御意見を頂戴をいたしまして、再考もいたしました。我々いたしましては、先ほどもほかの議員の方にもお答えいたしましたけども、要支援者のお住まいの世帯、これにつきましては、12月に名簿が更新をされますので、名簿の更新後、個別にまたダイレクトメールでお送りをしてお知らせをしたいというふうに思っております。

それから、もう一点おっしゃいました、

土砂災害特別警戒区域へのお知らせでございますけれども、これは先ほどもお答えいたしましたけれども、大変わかりにくい地図と申しますか、家の玄関だけがここ赤かなとか、裏だけがここ赤かな、黄色かなとか、わかりにくい地図というふうになっております。ですから、特別警戒区域に入っているか入っていないかにつきましては判断が非常に困難ということで、これは区域を指定した大阪府でないと判断できないという建物も多くあるというふうに思っております。このために、その図面の区域内の建物を地番図でございませうとか、住宅地図とかで照合いたしまして、まずは住所を特定することから始める。それから、次に住民基本台帳を見まして、実際にお住まいになっているかどうか、これも調査をして、それからお知らせをするというようなことも必要かなというふうに思っております。これらのことを手間を考えましたら、大阪府でないと確認できないというようなことございまして、今回は戸別配布は見送ったというようなことでございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今大阪府でないと判断できないという話でございましたけれども、実際、土砂災害警戒区域に入っていると思われた方が、要は豊能町に申請される。この戸別受信機を貸すか貸さないかというのは豊能町の方が判断されると思うんです。そうすると、そこで一定の判断というのは豊能町でやるわけですから、その判断がつかないというのは私には理解できないんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

大方のところはレッドゾーンに丸ごと家の敷地が入っているとかいうことで判断はできると思いますけれども、私が今申し上げたのは、レッドゾーンかイエローゾーンか判断しにくい、要するに、何も指定がない区域かもわからないし、その辺のところは大阪府に確認をしないとわからないので、全てのおうちに戸別配布することは不可能でしたというふうに申し上げました。

したがいまして、自分のところがレッドゾーンであるというふうに申請なさってきた折には、当然町で入っておればわかりますので、申請あれば設置をいたしますけれども、これはレッドゾーンではないなというようなことございまして、大阪府に町から確認はしたいというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今おっしゃられたように、わかりづらいつきは大阪府に判断を求めるという話でしたけれども、であれば、今地図でこの時点で判断を求めればいいのではないのかなと思います。なぜそんな厳しいことを言うのかといいますと、これは本当に人の命がかかっている話ですので、これをやはりきちんとその方にお伝えするということが大事だと思っておりますので、その点はやはりきちんと考えていただきたい。図面上でも行政間で、豊能町と大阪府で地図もあるわけですから、ここは入る入らないというのはそれは容易にできるはずですし、その作業というのを怠るというのはいかがなものかなと。やはり町民の命を預かる町としてはそのあたりのことをこれをやらないというのは僕には理解ができません。そのあたり、もう少し考えていただきたいと思

いますし、もう一点、この土砂災害特別警戒区域は対象になっておるんですけども、土砂災害警戒区域、これについては入っておりません。土砂災害警戒区域というのは定義としては土砂災害が発生した場合、住民の生命、または、身体に危険が生じるおそれがあると認められる土地の区域ということで、これも非常に警戒避難体制を特に整備すべき区域ということでなっておりますけれども、なぜ土砂災害警戒区域のほうは今回対象とされなかったのでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域、これはレッドゾーンとイエローゾーンというふうに呼ばれますが、イエローゾーンの部分につきまして、以前に担当が建物の数を数えたところ、大体1,000近くあるというようなことでした。ただ、大阪府の資料では1,825というふうに記されているようでございます。この屋外スピーカーの整備が基本ということで今回始めたわけでございますけれども、それらにつきまして、数も多いということから、このたびは屋外スピーカーが基本ということで、戸別受信機につきましては財政面のこと等も考慮いたしまして、イエローゾーンは対象としなかったというような状況でございます。

なお、対象を決めます前に、大阪府内で先行して屋外スピーカー並びに戸別受信機をつけていらっしゃる市町村たくさんございますので、大阪府内の状況も調べてみましたが、いわゆるレッドゾーンにさえ戸別受信機を設置しているという例はなかったということで、レッドゾーンを対象にしている市町村は豊能町のみというような状況

で、イエローゾーンについては、豊能町対象にしていますが、そのような状況であったというようなことはお知らせをさせていただきます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

太子町の状況はどうでしょうか、大阪府太子町です。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

太子町につきましては、レッドゾーン、イエローゾーンとか、要支援とか、そういうこと関係なく、全ての御家庭で希望する世帯には設置をするというふうになってございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

です。太子町なんかは大事だということで全ての戸数、全戸にやっているわけです。太子町、ちなみに4,000戸やられているということですけども、財政的に厳しいという話ですけども、これは総務省からの特別交付税が70%措置されますよね。かつこの特交の措置をされること条件として、土砂災害警戒区域の世帯や高齢者、障害者など、音が聞こえにくい方や避難に時間がかかる世帯となっております。ここで例示しているのは、土砂災害警戒特別区域じゃなくて土砂災害警戒区域です。ですから、費用面からいっても、70%の措置を受けれるし、国としてもこういうところにやりなさいということで、特交の措置が出されているんですけども、私はやはり何度も言いますけれども、人の命がかかっていることですから、それが1,

000世帯になっても、例えば、太子町にしたら全戸で、今申し込んでいるところで4,000世帯と聞きましたけれども、70%の特交の措置があるので、これはぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、再度質問させていただきます。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今回、広報11月号に記事を載せさせていただいて、どのような反応があるかも注視をしておったわけでございますけれども、土砂災害警戒区域であるとか、土砂災害特別警戒区域であるとか、そういうことについてのお問い合わせは1件のみであったというようなことで、今のところ住民の皆さんの反応はそんなにないのかなというふうに思っております。実際申し込みも数件だけであったというようなことでございました。

今後につきまして、田中議員のおっしゃるようなそういう御要望が多々ございましたら、当然再考はしなければならないというふうには思っております。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

再考よりは、私なぜこれを厳しく言うかといいますと、豊能町でこれまで一番大きな災害があったのは何か御存じでしょうか。もし御存じでなければ言いますけれども、阪神大水害という災害名で、これは豊能町史に載っておるんですけれども、東能勢村のときです。これは山津波、今でいう土砂崩れ、今のまさに土砂災害です。これで死者9人、家屋流出、倒壊46カ所、家屋浸水67カ所、山崩れ300カ所、町村道崩壊39カ所、河川等崩落487カ所とこう

いう災害があったところです。また、御存じの、これは人災に近いかもしれないですけれども、違法に積み上げられた土砂が崩れたりとか、土砂に関しては非常にこの町、残念ながら危ういところがあります。先ほどのこれについては、瀧本訓導の碑ということで、これは訓導さんが、瀧本先生が土砂で崩れてきたところを、子どもを命をとって救ったという、この防災、これは本当にこんなことがあったよということを残すために、昔の人がこの町はこういうことに注意なさいよという石碑まで残している、こんな大事なことだと思います。ですので、これについては僕ぜひともこれやっていただきたい。お金がないというのは、交付税措置で70%も出るわけですよ。広報だけ見たんじゃあ、皆さん意識ないですけれども、やっぱり各戸来たらそれで、ああ、自分の家はここに入っているんやなというのは意識される。やっぱりこの意識していただいて、何かあったときにすぐ逃げれるというのが、これがやっぱり一番大事だと思いますので、これについてはもうぜひともやってほしいんですけれども、再度回答を求めます。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

同じお答えになって申しわけないんですけども、先ほど広報でお知らせしたところ、土砂災害警戒区域であるかないかというお問い合わせは1件のみであったというようなことでございました。それから、お申し込みもほんの数件ということで、今のところ、皆さんの反応といいますか、そういうものは余りないというような状況でございます。議員のおっしゃるような、皆さんが危機感を抱いていらっしゃって、どうして

も戸別無線機が欲しいというような声が
多々あればそのときはもう400台が足ら
なくなるでしょうから、それは再考が必要
であろうというふうに思っております。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

何か起こってからでは遅いんです。です
から、財政的には国が70%も見てあげる
というているわけなんです。やはりこれを
お知らせして、注意喚起だけだったらして
あげてほしいんです。それはぜひぜひ願
いします。これはもう本当にこんなこと言
いたくないですけれども、この非常に大事
なこと、これをお伝えしたけれどもやらな
かったということで、今後もし災害が起こ
って、そこの家の人がこの情報を知ら
なかったからということで逃げおくらせて死
んだとかという話になったら、これは不
作為が問われる可能性もあろうかと思
うんです。そんなことも含めて、じゃあ、
町長にちょっと答弁お願いしたいんです
けれども、ぜひともお金は7割見てもら
えるし、土砂災害の危険というのはこの
町は非常にあるので、その辺の広報とい
うのはぜひともちょっと再考していただ
きたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

田中議員の質問にお答えをさせていただ
きたいと思っております。

田中議員そのようにおっしゃいますけれ
ども、今、町民の皆さんがそれだけの認
識を持っておられないというのも事実な
んです。だから、その辺につきましても、
議員の皆さんもともに我々行政、行政
とおっしゃいますけれども、行政だけでは

部分もございます。だから、その辺につ
きましても、地域のことは地域でとい
うことで、私タウンミーティングに参
りまして、皆さんにお願いをしております。
自治会長さんにもお願いして、そういう
ことについてはこれから先、広報なり
等を広げましてやっていきたいという
ふうに思いますが、そういう流れの中
で今後対応してまいりたいというよう
に思っておりますので、御理解のほど
よろしくお願ひ申し上げます。
以上です。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

地域は地域でいろいろやっておられ
ます。要は公共だから交付税とか措置
を受けられるわけなんです。一般の人
は受けようと思って受けられるわけ
じゃないので、やっぱりこれについては
役所だからできる、役所だからお金
も措置できる、役所間だから各戸特
定して郵送もできるということもあ
るので、これはやっぱりうちの町とし
てはぜひぜひやってほしいので、これ
については本当によろしくお願いいたします
としか言いようがないので、お願い
いたします。

それと、今現在のところが次新たに引
越してきはった方。それについての
対応はどうされるのか、お願いいた
します。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

それはレッドゾーンのおうちに引越
してこられた方という意味でおっしゃ
ったことでもよろしいんですね。戸
別受信機の基準はこうであるという
ようなことは折に触れて広報する必
要があるかなというふうに思ってお
ります。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

折に触れてというよりはやはり住民票持ってきはったときに、こういうサービスがあるからというふうにお伝えするようなことぐらいはやっぱりしてあげたほうがいいと思います。そうすると、やっぱり最初から特定して役場の中にそういうものを持っていかないけないし、当然どこのところにこの戸別受信機があるかというプロットしたようなものも当然御用意されるかとは思いますが、そのあたりは本当に新しく引っ越してきた方は全くわからないので、戸別受信機貸していただけるのであれば、そのときにやっぱりお伝えするようにそれは僕はすべきやと思いますので、それもよろしく願いいたします。

それと、次に町ではたんぼぼメールということで、一般の方でもいろんな情報が受けられるサービスがありますので、この間、ときわ台の防災訓練に参加したんですけれども、行政からも職員さん来てはったんですけど、何も語らずずっと見てただけでして、せっかくこういう機会にやっぱりたんぼぼメール、この防災メールというのは一般の人でもすぐとれるので、そんなことについてはやってほしい。また、とよのまつりなんかたくさんの方が来るときにたんぼぼメールの周知、こういうことをぜひやっていただいで、防災、これは防犯もいろいろ情報が入ってきますので、ぜひその辺をやっていただきたいと思うんですけれども、どうぞ御回答お願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

防災訓練でのたんぼぼメールのお知らせでございますけれども、これにつきましては、

できたりできていなかったりしているというふうに現場のほうからは聞いております。防災訓練のとき以外でございますけれども、防災無線の説明会とか、防災のイベント等、これについてはその都度周知はさせていただいているということでございましたので、訓練においてもできたりできていなかったりしているということですから、それは意識をして今後訓練に参加していきたいと思っておりますし、訓練に限らず、たんぼぼメール非常に有用だろうと思っておりますので、広く皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ありがとうございます。

次は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうに移らせていただきます。

これは現在日本全体で急速な少子高齢化などによって人口減少が問題となっている。これで国がまち・ひと・しごと創生総合戦略という法律をつくり、豊能町もこれに従って豊能町まち・ひと・しごと総合戦略を策定して、この目標を達成すべく調整を進めておられると思いますけれども、まずはこの中で具体的な目標を掲げてやっておられます。要は、K P Iということで数値を示してやっておりますけれども、この達成は非常に重要なことだというふうに思って、町としては思われていると思いますので、一応町長の御意見として、このK P Iの達成は重要であるというふうに思われているかどうかについて確認をいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

K P Iでございますけれども、K P Iにつ

きましたは、重要業績評価指標というふうなものをK P Iというふうに呼んでおりまして、それぞれ目標値を設けているというものでございます。また、このK P Iの達成、これは大事であろうというふうに思っておりますけれども、K P Iの達成がイコールそのまま総合戦略の目的の達成ということにはならないというふうに思っております。K P Iだけにとらわれて物事を進めていくということは、そのようにはならないようにやっていきたいと思っております。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

数値の目標を掲げて、これはやっぱり重要だという認識はそれでよろしいですね。掲げたけどもそれは今のお話でしたら意識していないというふうにかがえたんですけれども、これを達成するということについては努力されるということかどうかについては、それについて再度お答え願います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

当然K P Iの達成のために取り組むわけでございますけれども、先ほど申し上げたのは、K P Iを達成したから、それをもって総合戦略の目的を達成したということにはならないので、K P Iだけにとらわれて取り組むことはいたしませんということを申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

わかりました。そうしますと、K P Iは非常に大事だという認識だということでございます。

事前にいろいろヒアリングさせていただ

いた中で、そのK P Iが実現できていないというようなことを聞きましたので、私としてこういうことをやったらどうかという提案をちょっとさせていただきたいと思うので、また回答をいただきたいと思います。

1点目、新しい地域の仕事づくりへの支援ということで、地域の課題を解決するビジネスの創造、起業に向けた支援ということでございまして、目標値で創業、起業の支援件数を5件ということでございまして、これはなかなか達成できていないというふうにお伺いしたので、ちょっとこういうことをしてみたらどうかというところで御提案させていただきます。

1つは、中学校の給食です。中学校の給食は、平成31年3月までの期間がこれで切れてしまいます。ただ一方で、小中学校の統廃合とかの検討もされておりますけれども、平成31年までにはとても間に合わない。そこで、やっぱり給食だけは何とか手当してあげなあかんと思うんですけれども、この給食、これを何とか町内事業者にデリバリーの弁当を提供してもらうようにしてみたらどうか。例えば、東で1カ所、西で1カ所、ここの設備投資の費用にかかるものについて、例えば、創業支援事業を出すということで、地域の問題も解決しながら創業の件数もいけるということで、かつ中学の給食は確か1年間で業者に、間違っていたらごめんなさい、5,000万円ぐらい委託料としてお払いしてると思うんですけれども、このお金も地元落ちていく。そこでまた地元での求人がふえるということですが、この考えについて、採用というか、可能性があるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

非常に個別具体的な御提案でございましたので、教育委員会が答えるべきなのかもわかりませんが、地域づくりということで、創業の支援、起業の支援、これらも豊能町やっているところでございまして、今おっしゃったような業者が起業したいということになれば、当然起業の支援、我々はやっていくわけでございまして、その折に、学校給食にも取り組みたいというようなことでもございましたら可能性はあるかというふうに思いますけども、今のところそういうような声はないので、検討はしておりません。

○議長（橋本謙司君）

暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

以前聞いたときには、これは前に給食業務をやっていないとだめだということがまず大きなハードルやというふうに聞いています。衛生基準については、当然そこで食物を使ってやってはるわけですから、一定担保できると思います。それで。調べたんですけれども、実際米子市なんかでは弁当事業ということで、必ずしも前に給食業をやっていないでもいいということで、例えば、これでしたら、1,000食つくれることであるとか、もしくは、30分以内に運ぶとかそんな基準でございまして。また食中毒とかがあったら大変やと。そのときに企業が危なくなってしまうからという話もあったんですけども、これをよく見ますと、保険を掛けてくださいというふうになっているんです。ですから、一般の必ず

しも給食を業としているところだけじゃなくても対応できるようなことになっておりますので、ぜひともこういうことを参考にさせていただいて、町内の事業者の育成、かつ温かい給食を中学生に食べさせてあげたいという思いから、そんなことについてもぜひぜひ検討していただきたいと思っておりますので、検討のほうよろしくお願いできますでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

学校給食、中学校のデリバリー方式について、町内で起業という話でございましてけれども、教育委員会として答えさせていただきましても、教育委員会として中学校に給食を提供するために町内で起業までお手伝いをするという気はございません。町内でやっていただけたらと、手を挙げていただくところがございましたら、次回のときに手を挙げていただけていただけたらいいのではないかと思います。

ただ、どこを採用するかにつきましては、当然いろいろな手続に基づいて採用していきますので、必ずしも町内業者になるとは限りません。その辺も含めて手を挙げていただくところがあれば、別に拒むものではないかと。でございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

条件については必ずしも給食を過去にやっていたというふうな、その辺の条件はとっていただけて、ぜひとも町内業者でも入れるようなことでちょっと考えていただければというふうに私は理解しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

今現在、学校統廃合、統廃合じゃない、ごめんなさい、再配置につきましても、町長のほうから今年度中に教育委員会の考えを示せということと言われておりまして、その中にはいつまでにどうするかというのを含めて教育委員会の考えを示せということと言われております。前回の議会だったと思いますけれども、豊能町として、一応教育委員会として中学校給食はどうするのかということ、その再配置のかげんもあるので、今現在のほうをそれまでは続けていきたいという御答弁もさせていただきました。そのような期限の中で、そのように議員がおっしゃるような新規参入の業者さんがあるのであれば、当然手を挙げていただくのは結構でございます。ただし、それが採用されるとか、そういうことでは一切ございませんので、そこのところは皆さん同じスタートラインに立っての競争ということになりますので、そこをお約束できるとか、そういうものでも一切ございません。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

またその条件とかについては個別に御相談させていただきたいというふうに思っております。

次に、東地区で大きな問題である、国保診療所の問題なんですけれども、これも内科の診療時間、月水金の午前中だけということでございます。例えば、これを開業医をここの箱物を残して、開業医を公募する、そういったことでこれは起業と言えるかどうかあれですけれども、この問題は、やっぱり町の問題を解決するために、開業医を公募するようなことはできないかな。とい

うのは、この月水金来ていただいているお医者さんも、もともと自分の仕事を持ちながら来ているわけですから、そのお医者さんにも非常に御負担をおかけいたしていると思うので、例えば、大きく、広く開業医を公募するようなことはできないかどうかについてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

開業医を公募したらどうかということなんですけれども、今検討してございますのは、確かに今、月水金ということで、午前中、北大阪医療生活協同組合と、それから、池田市民病院からお越しいただいております。一方で、今検討しなきゃならないのが、包括支援ですね、医療、介護、保険、それから、福祉、これなんかも含めて豊能町の中で包括的にしていかなきゃならないということで、その中には、一つ大きな医療というのがございまして、そこで言われておりますのが拠点病院、これをしっかり確保すべきですよということが言われているんですけれども、本町の場合は拠点病院がございません。ですので、広域的に、例えば、近隣の大きな病院、これを拠点にするとか、いろんなことが考えられますが、今、北大阪医療生活協同組合、これはまあまあ言いましたら、それなりの病院でございます、それなりの規模の病院でございますので、今優先順位としましては、やはりそれなりの規模の病院と連携をさせていただいて、国保診療所の安定的な受け入れ、安定的な医療の確保、これのほうを優先させていただこうと思って今進めてございますので、今御提案をいただいた開業医の公募については優先順位がまだ下のほうかなと思って

おりますが、一つの御提案ということでお聞きをさせていただけたらと思っております。

○議長（橋本謙司君）

この際暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

そうしましたら、次、（3）の豊能町、その前に教育大綱、これについていきます。

現在、教育力日本一ということで、町長がそういった形でスローガン掲げてやっておられるというふうに聞いておりますけれども、具体的にどのような考え方を指示して、どのように達成しようとしているのかということについて、それをどういうふうに指示されたかについて町長にお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

田中議員にお答えをさせていただきます。

教育力日本一ということでございますけれども、私が町長に就任をさせていただいたときには、教育大綱ということで、これをやらなくてはならないということで、前任者もその中で加わっておられたというふうにお聞きをしております。私がつけ加えたのは日本一だけでございます。それ以外のことにつきましてはほとんど前任者の思惑どおりと申しますか、書かれておられたとおりにやってきたというふうに私は理解しております。日本一というのは、何を日本一やねんという皆さんそれぞれ思いがございましてけれども、皆さんそれぞれ何事に

おいても目標をかけなくては当然何も前へ進まないというのが私の考えでございまして、日本一を掲げたのは、私は当初大阪府一と掲げていたんです。ところが、大阪府一じゃあもう豊能町は教育全ての問題等を踏まえて大阪府一やないかと。だから、これはあかんという流れから、やはりこれやったら大きく日本一、世界一といってもいいんですけども、日本一を掲げて、これを目標にやっという流れの中で掲げたのが日本一ということで御理解をいただければ結構かというふうに思います。それ以外のことについては前任者でございますので。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

それでしたら、私は、日本一とするのであれば、児童生徒を社会に結びつける教育、要はそういうのが大事なのかなと。要は、生徒さんはいつかは社会人になるので、そういった視点の教育力を日本一にするというのがいいのではないかなと思っております。例えば、そんな中では、長所を伸ばすとか、やる気を出させるとか、当然基礎的な学力、読み書き、そろばんとか読み書き、算数ですわね、そんなことができる、そんなことで少なくともまず社会にちゃんと適応できるような、そういった力を伸ばすということが大事なのかなというふうに思っておりますんですけども、この考えについては教育長、どう思われますか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

社会へつなぐ教育のあり方というふうな

御質問だと思っております。基本的には別にその辺については我々も当然子どもが成長し、社会に巣立って行って、そして、その社会の中で十分にその能力と力を発揮してくれることが我々としても十分大切なことというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

そんな視点で見た場合に、例えば、これも通告にあるといえばあるんですけども、5つの柱ごとに具体的に何をしようかということで、こちらも御提案させていただこうかなと思っているんですけども、例えば、未来を切り開く豊かな心とたくましい体を育む教育力日本一の推進で、子どもたちにも目標を持たせるということがやっぱり大事なのかなと。目標というのは、これはアメリカのエール大学なんかで調査があって、卒業生を対象に、卒業生のうち3%が将来どうしたいか、どうなりたいかという目標を明確に定めて紙に書き出していた。その生徒と残りそういうことをしていなかった生徒、この20年後を見たら、卒業生たちを追跡調査すると、3%の人の所得が何と97%の人の所得を上回るような、そういった形になっていたということで、目標設定というのは非常に大事だということでございまして、目標設定のために、自分のゴールをイメージして、それを見えるようにする、自分で自分の夢を、例えばこんなことになりたいというのであれば、イメージできるような写真を張りつけているような宝地図というのがありまして、これは船橋市の南本町小学校の中でも採用されておるんですけども、ぜひ子どもに小さいときから目標を持っていただいて、夢を実現していただくようなことはこんなことを

やっていたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

今田中議員がおっしゃったようなそういう目標設定というのは当然この教育大綱にも目標設定をしておりますので、個々はそれぞれ目標を設定をしていって、努力をするというのは大事なことで思っています。ただ、私どもとしては、町長のほうからこういう教育大綱を示された段階におきまして、教育委員会としても十分議論をして、これはどういうふうにしていこうかということは今議論をしております。

まず1つ目の未来を切り開く豊かな心とたくましい体を育むというのは具体的にじゃあ教育委員会としてはどうするのかということは今ちょっと考えておまして、1つは、道徳教育の充実を図る。これはまず第一だというふうに思っております。それから、体力の向上を図るということは、これは各学校今、体力向上アクションプランをつくりまして、その努力をしております。それから、小中一貫教育のあり方をぜひ研究をして、子どもたち、豊能町としてのありよう、教育のありようを研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

それで、2つ目といたしまして、確かな学力の育成と推進ということについては、ちょっと余り述べられていなかったのかなと思ったんですけども、これについて、要は、先ほど申しました国語と算数、これ

をみっちりとする。国語というのは、常用漢字というのはこれは中学まで習う漢字ですけれども、これを習っていれば、当然、いろんな新聞も雑誌も全部読めるようになるというようにまとまったものでございます。これをやっぱりできるようにする、しないというのはその子の将来にとって大きく左右される。ですから、あとは算数なんかもそうですし、こういった視点で西大和学園なんかは小さなテストをつくって、小さなテストでチェックしながらやっていく。私立だけでなく、大阪府下でも岬町の多奈川小学校ってあるんですけれども、ここなんかでも基礎学力向上のためにパワーアップタイムというのを設けていて、朝8時15分から10分間、漢字をやるとか、昼休み後の10分間、算数をやるとか、こんなことをやっておられます。こういうこともぜひとも基礎学力、本当に社会に出たとき、少なくともやっぱり読み書き、算数、これができるというのは大事だと思いますし、義務教育というのは親が義務を、通わせる教育でもあるけれども、僕は、教育機関としてやはりそういったことをきちっと学ばせるということも義務教育の意味ではないのかなと思いますので、こういう基礎学力を学ばせるようなこと、まさに大阪府のこういう公立の小学校なんかでもやっておられるので、こんなことも御検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

小中学校における基礎学力の定着を目指そうという御質問だと思っております。本町におきましても、先ほど御提示ありました、始業前の算数とか、国語の学力向上を

目指すということ、私ども、一つは中学校では読書の時間ということで、毎朝読書を始業時前に10分間静かな状況でやるということをやったり、あるいは、小学校では先ほど議員が御指摘のような国語とか算数のプリントをしたり、そういうこともやったり、あるいは、読書をやるとかいうふうなことで、始業時前のそういう努力は本町でも同じようにやっております。私どもとしましては、そういう個別の状況も大事だと思っておりますけれども、やはり総合的な学力向上プランというのは今まで豊能町では余り見かけなかったということで、私としては今年度から平成29年度を起点として3カ年にわたって学力向上プラン、総合的なプランをつくりまして、各学校のほうに努力をしていただきたいということでプランニングをしております。その中の少し紹介させていただきますと、1は、やはり先生方の授業力、指導力の向上、2つ目には、全校的で組織的な学力向上の研究、それから、新教育課程、あるいは、ICTの活用の研究をする。それから、子どもたちが学習習慣、学習規律の育成をいかにするか。これは保護者とともに努力をしてまいりたいと。この大きな4つの目標を持ちまして、危機感を持って学力向上に臨んでいく、3年間頑張っていくという対応を今考えております。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

わかりました。ありがとうございます。ぜひ基礎学力を進めていただきたいと思います。

それと、先ほど総合学習力の向上というふうにあったんですけども、今、保幼小中一貫教育、5番目の望ましい教育環境の検

討ということで、私も議員にならせていただいてから、2回教育委員会議、これ全部出ささせていただいたんですけど、その中の議論を見ておりますと、どうもこういったソフト的な話というよりは、一小一中にしたときのメリット、デメリットとか、2小2中にしたときのメリット、デメリットとか、現状のときのメリット、デメリットとかということで、ハードありきでどうも御議論されているように思えるんです。例えば、本来は、学校の課題は何かということに対して、それを解決するためにどういうことをせなあかんのか、そのハードよりはどういう内容のことをするのか。例えば、中一ギャップというのであれば、今の6、3制から4、3、2制度にするとか、5、4制にするとか、そんな話もあると思いますし、例えば、そういうことから始めていって初めてハードが決まっていく。ソフトを決めないままにハードを走ると、後で手戻りが起こるといふふうに思っています。

それと、もう一つ、やはりこれからもし統廃合になるとなれば、当然通学が困難、厳しく、通学しづらいようなデメリットも出てくるお子さんなんかも出てくると思います。でも、そんなときに、それをそのデメリットを余りあるようなメリット、こんなことをやるから、例えば統廃合するよとかというのであれば、その子たちにとっても非常に納得もしやすいと思います。ですので、ぜひともソフト、まず決めていただいて、学校のハードを決めてほしい。

これはもう一つ理由がありまして、要は、ハードを決めてから、ソフトが、いやこれがよかったと知っちゃうと、一旦新しいものをつくったのに、またやりかえないとあかんという話になるんです。そうなったら、我々議員としても財政状況、豊能町厳しい

中、そういうお金というのは非常に認めづらいというものもあるので、ぜひともまずはどういう教育をするのか、それをかちっと決めてもらってからじゃあ、このためにこのハードが要るんやと。そういう検討を、僕ちょっと2回聞いていて、それを思えて仕方がないんですけど、ぜひともまずソフトを決める、課題解決されるためにこういう教育内容を決めるということからやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

新谷教育長。

○教育長（新谷芳宏君）

お答えいたします。

小中一貫のソフト面とハード面についてのことで、特にソフト面について重視をしながら進めていってもらいたいという御質問だったと思います。私たちも同じ思いでございます。ソフト面を重視しながらハード面を両面にわたってやるということを考えております。議員が傍聴に来ていただいたのは10月、11月だと記憶しております。9月の段階で、これまで答申とか、提言をいただきました。その提言の中には、ソフト面の重視をしてほしいということで、まずやって、それから、ハード面というふうな順序立てが書いてあったというふうに記憶をしております。我々もその点、平成26年度には教育委員さんがハード面もソフト面も十分議論しながらさせていただいて、平成27年度には、各小中学校の先生方並びに保護者の方々、そして、地域の皆さん方の代表が市議会をいただいて、検討していただいて、その中にもソフト面と、9月の段階でその提言を十分再度復習しながら、ソフト面の内容についてその9月の教育委員会会議では十分議論してきたつも

りでございます。そこでソフト面とハード面、必ず今回、9月、10月、11月の教育委員会会議では、ソフト面を議論して、そして、ハード面も議論をしているというふうに認識をしておりますので、そのあたりは十分私どもとしてはソフト面については決して軽視しているつもりではございません。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ソフト面重視でよろしくをお願いします。

また、ちょっと最後に、ちょっと違うんですけど、今、まち・ひと・しごとの関連なんですけど、これも通告はしていなかったんですけども、伺うだけ、この10月23日、10月29日に内閣府地方創生局が説明会、まち・ひと・しごとの関係でRESASフォーラム、地方創生ステップアップセミナーというのを開かれたんですけど、これは豊能町として参加されましたでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

済みません。私存じておりません。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ちょっと見受けなかったものでどうかと思ったので、ぜひ人をふやすために大事なことなので、こういうものはぜひ積極的に参加してほしいと思います。

今の大きな流れを言いますと、なかなか国のお金が厳しくなってきた、企業版のふるさと納税、これがどんどんメインになっていっているというようなことではござい

ますので、ぜひともこれについても検討してほしいなと思っております。ですから、これも企業版ふるさと納税、例えば、これをするに当たって、これは平成28年度の受け入れ枠の一番多い都市というのは実は茨城県の境町、これは人口2万4,000人の町なんです。例えば、2位は夕張、3位は前橋、4位がまた岩手県の軽米町とか、町も一生懸命頑張っている、これをぜひとも頑張してほしい。そこで、とるポイントとしては、やっぱり首長は企業に対してトップセールスをするとか、あと、制度のPR担当を置いて関係部局と連携して企業にPRするとか、創業者が町や県の出身者とか、探してみるとか、そんなのもありましたので、ぜひとも検討してほしいなと。

あとは、企業のメリットとしては、1,000万円以上寄附したら、紺綬褒章といって、褒章が受けられるんです。こんなこともPRしながら、財政厳しい中でもぜひとも取り組んでいただきたいなと思っております。

この企業版ふるさと納税について、取り組みは今後きっちりされるかどうかについて伺います。先ほどの答弁も含めて。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

思い出しました。うちの担当も行っております。現地で田中議員を見かけたという報告を受けたので、思い出しました。

それから、ふるさと納税の企業版でございますけども、これはまち・ひと・しごとの創生事業が内閣府に認められますと、企業の寄附を受けられるということで、今現在やっているものについては内閣府に認められておりますので、本町も企業からの寄附を受けることは可能ということではござい

ます。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本謙司君）

以上で一般質問を終わります。

ちょっとインターネットの中継の件だけ、作業したらすぐにもう総括質疑に入りますので、よろしくをお願いします。

しばし暫時休憩します。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第54号議案から第59号議案」までを議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容は、それぞれ各常任委員会に付託いたしますので、大綱のみをお願いいたします。なお、御承知ではございますが、「質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことはできない。」このように規定されておりますので、その点を十分に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

ですので、今から行う総括質疑については、お手元に配付しております付託表があると思います。みずからが属している委員会の質問についてはここではできませんので、その点については各常任委員会で行っていただくということを先ほど申し上げましたので、加えて御説明をしておきます。

それでは、第54号議案から第59号議案までの6件に対する質疑を行います。よ

ろしくをお願いします。

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

6番永谷です。

58号議案、6ページですね、繰越明許費、吉川消防分団詰所等移転新築事業でございます。

全協等で説明を受けたときに、設計業務のおくれという答弁があったんですけども、具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

全協でも申し上げましたとおり、今おっしゃったままでございます。設計業務が2カ月おくれまして、工事の着工がおくれるということでございます。工事につきましては、この議会で繰越明許をお認めいただいた後に告示をし、年明けに改札ということで、1月に契約という予定でございます。設計につきましておくれた理由でございますけども、これは業者のほうの都合でございます。業者のほうで人材不足といえますか、作業がおくれたということでございます。業者につきましては、やむを得ず工期の延長を申し入れてまいりましたので認めましたが、ペナルティーを課して、具体的に申し上げますと、指名停止でございますけども、そういう処分を課した上で工期の延長を認めたということでございます。大変申しわけないことでございますけども、年度を越えて工事をやりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

永谷幸弘議員。

○6番（永谷幸弘君）

よくわかりました。

あと、実際の施工にかかわる話ですが、工程の話なんですけども、今後工期を設けられてされますけれども、それについての影響等はないということによろしいでしょうか。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

1月に着工ということになりましたら、恐らく6月ぐらいに竣工ということになるかというふうには想定をしております、本来でしたら3月中に竣工して、地元吉川分団に渡したかったんですけども、それはかなわないということでございます。

○議長（橋本謙司君）

あと済みません、ちょっとつけ加えておきますが、質疑については3回までということになっておりますので、よろしくお願ひします。

ほかございませんか。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

2番田中龍一です。

第57号議案について質問させていただきます。

この指定管理、豊能町いきいき老人サービスセンターの指定管理が決まったということでございますけれども、以前、休館日に確かふれあいカフェですか、ユニカフェですか、カフェをやっておられたと思うんですけども、それは引き続き続けていただけるのかどうかということについてお伺いしたいのと、それと、もう一つは、選ばれた基準、秀でている点が価格なのか、それとも、サービスなのか、どういった点でこの選考理由がされたのかといったことをお伺いしたいのと、もう一点が、この間の

質問の中でちょっと気になりましたのが、社協は結局指定管理に関して辞退されて申し込みがなかったというようなお話だったと思うんですけども、この間の質疑の中でも、秋元議員の質疑の中でもシルバー人材センターとかの話もありましたけども、社協自身もやはり継続していくためにはきっちりとやっぱり仕事をしていきながらやっていかなければいけないと思うんですけど、これはなぜやられなかったのか。また、今後、どうされるというか、やっぱり積極的に仕事をとっていかないと、しんどいと思うんですけども、そのあたり、町のほうから指導といたらあれですけども、していかないと、社協自身の経営状態というのも余り仕事を受けないと厳しくなっていくんじゃないかなと思いますので、そのあたりの町の指導とか、状況なんかお伺いしたいということで、この3点についてお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

今の3点目については特に、現の案とは関係ありませんので、それは申し上げましたけども、社協が受けへんかったまではええけども、今後社協に対するあれは別にこの案とは関係ありませんから、そのあたりはちょっと先ほども申し上げましたけど、現に議案になっていることについての質疑をお願いしたいと思います。それも含めての、もう社協の今後はええで。

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

ユニカフェといいますか、水曜日でしたか、確か月に1回か2回、なさっております。これにつきましては、私ども承知してございますので、今調整中でございます。ただ、社会福祉協議会が中心となってなさ

っておられたものでございますので、原則的にはまた違う場所を社会福祉協議会が見つけてされるというのが大原則だと思ってございます。

それから、選んだ理由につきましては、価格ではございません。私ども町のほうから毎年、例えば、例を出してあれなんですけども、シートスのように何ぼか補助金を出してということではございませんので、独立採算でやっていただくというのが大原則になってございますので、その法人さんのプロポーザルをさせていただいたときの御提案ということでございます。

それから、社協が辞退された理由ということでございますが、これについては、私どもで答えるべきではないと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

ユニカフェですか、今ちょっと聞いて残念だなと思ったのが、休館日をうまく活用して、既存の施設で住民のコミュニティを預かるという、非常に素晴らしい事業だなと思ったんですけれども、これはぜひとも条件に加えられなかったのか、どうかわかりませんが、何らかの形でこれが社協が続けるのか、それとも、この指定管理のところがやるのかですけれども、続けていただけるものなのかどうなのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（橋本謙司君）

本来それも先ほど申し上げたように、説明があったように、このデイサービスの事業とは違うくて、社協の事業としてやってきた。たまたまデイサービスとそのカフェがたまたま社協でやってきたからあれやけども、本来それもこれとは関係はないと思いますけど、答えてあげてください。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

今度の法人がポプラコーポレーションというところで御提案をさせていただいているところでございますが、そこがどのように曜日を割り当てて、デイサービス、本来業務のデイサービスをなさるかというところがこれからのことでございますので、その定休日を、定休日というか休館日設けるのか、設けないのかというところもございます。ですので、そのところははっきりしたことは申し上げられませんし、一義的には、申しわけございませんが、社会福祉協議会のなさっておられたことでございますので、社会福祉協議会が手だてをすることと考えてございます。もちろん町のほうもインフラの中で御協力ができるところがあればさせていただきたいと思っておりますが、一義的には社協さんのことだと考えてございます。

以上です。

○議長（橋本謙司君）

ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第54号議案から第59号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって、第54号議案から第59号議案まではお手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託

の上、審査することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は12月15日午後1時より会議を開きます。

本日はお疲れさまでした。

散会 午後2時50分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

第54号議案 豊能町税条例改正の件

第55号議案 豊能町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する
条例等改正等の件

第56号議案 豊能町水道事業給水条例改正の件

第57号議案 指定管理者の指定について

第58号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件

第59号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の
件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 6番